

令和5年第3回上里町議会定例会会議録第1号

令和5年6月5日（月曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出議案第23号) 上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第24号) 上里町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第25号) 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第26号) 上里町特定保育保・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第27号) 工事請負契約の締結について
- 日程第 12 (町長提出議案第28号) 工事請負契約の締結について
- 日程第 13 (町長提出議案第29号) 物品購入契約の締結について
- 日程第 14 (町長提出議案第30号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 15 (町長提出議案第31号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 16 (町長提出議案第32号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 17 (町長提出議案第33号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18 (町長提出議案第34号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 19 (町長提出議案第35号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 2 0 (町長提出議案第36号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 1 (町長提出議案第37号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 2 (町長提出議案第38号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 3 (町長提出議案第39号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 4 (町長提出議案第40号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 5 (町長提出議案第41号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 6 (町長提出議案第42号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 7 (町長提出議案第43号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 8 (町長提出議案第44号) 令和 5 年度上里町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 3 0 (町長提出議案第45号) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 1 (町長提出議案第46号) 令和 5 年度上里町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 3 2 (議員提出議案第5号) 上里町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
- 日程第 2 9 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について

出席議員（14人）

1番	石井慎也君	2番	伊藤覚君
3番	金子義則君	4番	戸矢隆光君
5番	高橋勝利君	6番	飯塚賢治君
7番	猪岡壽君	8番	齊藤崇君
9番	植原育雄君	10番	高橋正行君
11番	新井實君	12番	杳澤幸子君
13番	高橋仁君	14番	黛浩之君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	山下容二君
総合政策課長	坪本和馬君	保健センター等複合施設建設推進室長	戸矢信男君
税務課長	間々田由美君	くらし安全課長	間々田亮君
町民福祉課長	及川慶一君	子育て共生課長	飯塚郁代君
健康保険課長	亀田真司君	高齢者いきいき課長	山田隆君
道路整備課長	宮下忠仁君	まちづくり推進課長	吉田広毅君
産業振興課長	吉村貴文君	会計課長	井出康之君
教育総務課長	望月誠君	教育指導課長	櫻井達夫君
生涯学習課長	金井憲寿君	上下水道課長	根岸利夫君

事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 荒井純一

◎開会・開議

午前9時0分開会・開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（黛 浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番金子義則議員、4番戸矢隆光議員、5番高橋勝利議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（黛 浩之君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

3月定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました会期日程の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、猪岡壽議員。

〔議会運営委員会委員長 猪岡 壽君発言〕

○議会運営委員会委員長（猪岡 壽君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員長の猪岡壽です。

前期定例会において審査の負託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る5月16日に議会運営委員会を開催し慎重審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期定例会においては10名の議員から通告書が提出されております。質問の通告時間は6時間であり、答弁時間を含めると、おおむね10時間20分程度になると見込まれます。

なお、一般質問は、本日と6月6日火曜日の2日間となり、本日5名、6月6日5名の割り振りとなりました。

次に、町長提出議案については、条例の一部改正が4件、工事請負契約の締結が2件、物品購入契約の締結が1件、人事案件が14件、補正予算については一般会計の1件で、これらを合計いたしますと22件の提出議案であります。

なお、会期中に追加議案の提出がある旨の報告を受けております。

次に、今期定例会に受理した請願・陳情はありません。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、お手元に配付した会期日程のとおり、本日6月5日から6月13日までの9日間といたしたところでございます。

以上で、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果の報告といたします。

慎重審議お願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から6月13日までの9日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（黛 浩之君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

◇

◎日程第4 町長の行政報告について

○議長（黛 浩之君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和5年第3回上里町議会定例会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

本日ここに、令和5年第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参会を賜り、当面する町政の重要課題について御審議いただきますことに心から感謝を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関する状況を御報告いたします。

マスク着用を考え方につきまして、3月13日以降は個人の主体的な選択が尊重されることになり、5月8日以降は5類へ移行されたことにより、感染者の全数把握がなくなり、感染対策につきましては個人や事業主の判断に委ねることとなりました。

当町の対応といたしましては、マスクの着用は個人の判断によりますが、高齢者等ハイリス

ク者との接触時などはマスクの着用や咳エチケット等を心がけることとし、消毒液及びパーティションの設置につきましては、当面の間、継続することといたしました。

引き続き、皆様におかれましては、手洗いの励行といった基本的な感染防止対策をお願い申し上げる次第でございます。

さて、日本の経済情勢につきましては、経済活動の正常化を背景に内需を中心に持ち直してきており、県内の経済状況においても、消費や雇用などについて同様の動きが見られるところでございます。

世界の経済情勢は、ゼロコロナ政策解除により中国経済が持ち直しているものの、米国・欧州経済は物価高や金融引締めの影響から減速となり、世界経済全体では緩やかに減速しておることから、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされております。

本定例会には、上里町税条例の一部を改正する条例をはじめとした条例の一部改正が4件、工事請負契約の締結が2件、物品購入契約の締結が1件、人事案件としまして農業委員会委員の任命が14件、令和5年度一般会計補正予算が1件、合計22件の議案を提出させていただきました。慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、最終日に2件の追加議案を予定しておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

次に、町職員の定期人事異動ですが、一般退職、埼玉県への復帰退職などにより5名に退職辞令を交付し、新規採用職員については、一般事務職8名、保育士3名、土木技師2名、合計13名を採用いたしました。また、県から2名、上里町社会福祉協議会から1名、職員の派遣を受けております。

異動規模としましては、昇任など延べ89名への異動事例を発令し、職員編成を行いました。

組織については、自治体DXの推進のため、総合政策課に情報システム戦略係を新設いたしました。

本年4月1日現在における総職員は202名となり、昨年度196名と比較しまして6名の増員となりました。

今後も人材の育成を推進して組織力を高め、町民サービスの向上につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、3月定例会議会以後におきます主な行政報告及び行事等について報告させていただきます。

まず、4月23日、第21回上里町民ゴルフ大会が開催されました。町内外から207名の方に御参加をいただきました。

5月7日、第2回ちいさな駅前を旅するマーケットが行われました。駅前通りの空き地や民間の駐車場などを活用し、歩いて楽しめるマーケットを開催しました。地元の店舗を含め40店舗以上が出店し、野菜や古着、アクセサリなどの販売を行いました。あいにくの天候ではありましたが、幅広い世代のお客様に御来場いただきました。

5月12日、平沼水産株式会社と包括連携協定締結式が行われました。食と健康に着目した、地域活性化を図るための協定となっております。

5月14日、さよなら神流川橋～渡り納めウォークが行われました。あいにくの天候ではありましたが、150名を超える町民の皆様に御参加をいただきました。

5月18日、西武ライオンズとの連携協力の関する基本協定に基づき、協働事業であるベースボールチャレンジを長幡小学校の3年生、賀美小学校の4年生を対象に実施いたしました。

5月28日、第40回クリーンの日として、大勢の町民の皆様によるごみ拾い活動が行われました。

また、先週6月2日の夕方から夜にかけて県南地区で豪雨災害が発生しましたが、上里町におきましては被害については報告を受けてはおりませんので、御報告させていただきます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、多くの行事等に御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、本定例議会における行政報告及び行事等の報告といたします。今後とも町政の推進に当たりましては、議会議員の皆様への御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和5年6月5日、町長、山下博一です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 以上で町長の行政報告を終わります。



◎日程第5 諸報告について

○議長（黛 浩之君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、本日まで受理した請願及び陳情はありません。

次に、郵送で提出されました、国に対し適格請求書等保存方法（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情については、参考にその写しを配付しておきましたので、御了承願います。

次に、規則等の制定及び一部改正等についての件。

令和4年度一般会計の繰越計算書、令和4年度上里町土地開発公社事業報告書・決算書及び令和5年度事業計画書・予算書が報告事項として提出があり、配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者

の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。議員は着席のままお待ちください。

午前9時17分休憩

午前9時19分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 一般質問について

○議長（黛 浩之君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い、発言を許可いたします。

4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 議席番号4番戸矢隆光です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

早くも議員になって1年が経過しようとしております。昨年の初議会の際、トップバッターとして大変緊張していたことが昨日のことに思い出されます。しかも、昨年は議会の開催日の前日に、今までに経験したことのない大きなひょうが降り、議会も午後からの開催、一般質問も日を改め開催をしました。いまだに町内各所の家が改修が行われており、災害の大きさが分かります。今年は、ゲリラ豪雨や大型台風などが来ないことを望むばかりです。

今回の質問については3つあります。各種事業の進め方について、2番、本庄市下野堂から駅に通ずる道路について、3番として、神保原駅北まちづくり事業についてであります。

初めに、新規事業を含めた各種事業の進め方についてであります。

町では、様々な事業が進められております。大きな事業、小さな事業、大きな事業を実施するには、基本構想や基本計画を立ててから事業実施に移行していくものが大方であると思われまます。一方では、地域住民の方への説明や対応など、また関係機関への協議など、多くの時間と配慮が必要になってくるのではないかと思われまます。

一例を挙げますと、現在、保健センターを中心とする複合施設が役場東側に予定をされているようであります。このことについては、12月の議会で私も質問をさせていただきましたので、ちょっと重複するところはあると思われまますけれども、御了承いただきたいと思われまます。

昨年の9月議会の決算審査の中で、委託をしている計画の成果品を見せていただきました。

担当課長からは、会期内の全員協議会の中で説明がなされ、結論から言うと、4つの候補地があって、役場の東側が一番適しているとのことでした。簡単に言うと、役場の東側であれば用地取得や建設の補助金も対応になるので、部内で検討した結果、この場所を選定したとのことでは私に解釈をしております。

この計画を聞いたとき、なぜこの場所かという質問が多数の議員から寄せられました。私も幾つかの質問をさせていただきました。役場の東側駐車場に建設したときの健康診断時の混雑状況や駐車場の台数の問題、建設する老人施設や医療施設に与える車等の影響などについての様々な質問をさせていただき、12月の議会のときにもさせていただきました。しかし、計算上の駐車スペースの台数確保や混雑時の警備員雇用などの説明はありましたが、あまり心配はしていないように感じました。

今までの老人センターや保健センター、中央保育園跡地のまとまった用地は今後どうなるのか。現在の場所は町有地面積もまとまっており、駐車場も広く、車社会の中、有効活用できるのではないかとお話をさせていただいたところ、町が進めているコンパクトシティ構想の中に造るとのことでありました。コンパクトシティ構想とは、住まいと生活機能とが近接している効率的な都市を目指すと言われていますが、これは空洞化している市街地に人を誘導し、住みやすくしようとするもので、コンパクト化すれば公共交通機関によって隅々までアクセスできるので、高齢者などに住みやすい地域が実現できるとありますが、現実的に上里町ではどうでしょうか。地価も市街地の中は高いため、やはり少し離れた郊外に住居を構え、少しでも広い所有地を求めているのが現実であります。

保健センターに来たときに役場に立ち寄ることができ、役場に来たときに保健センターに立ち寄ることができ、大変便利になるとも言っておりました。

全員協議会の中で多くの意見が出されておりましたが、私を感じる限り、採択になったものや検討事項になったものはあまりなかったように感じます。

12月の一般質問の答弁の中で、11月に複合施設を役場東側に建設することで生じる利活用については決まったとありました。町民よりパブリックコメントの意見も聞き、4月から準備室を発足して事業を推進するとのことでもあります。今までなかなか動かなかったものがなぜ急ぐのか、私には分かりません。議会で指摘をしても、なぜ立ち止まってもう一度検討することをしないのか。予算が節約できるのが一番問題なのか、私には分かりません。議員は、予算等の採決のとき、賛否に加わるだけでいいのでしょうか。途中経過や丁寧な説明を望んでいたのは私だけではないと思いますが、いかがでしょうか。

この保健センター等を含む複合施設は、多くの税金を費やすビッグプロジェクトであります。上里町は、補助金の盛んな昭和の後半に様々な公共施設が建設をされて、今後、今回のような

新築に伴う移転などが今後も多く出てくることが予想されます。今後、さらにこれらの事業について慎重、丁寧に私は進めていただきたいと思います、町長の御所見をお伺いいたします。

2番として、本庄市下野堂から駅に通ずる道路についてでございます。現状はどのようなになっているのか質問をさせていただきたいと思います。

この道路は、現在、駅北まちづくり事業の中の土地利用構想の中で、駅北東通り線に位置づけられた路線であります。町長が就任して間もなく、駅北にある工場も御協力をいただけるとの話聞いておりましたが、いまだ何の動きも聞いておりません。一時、高崎線の高架西側の住宅予定地を後退させ、交互通行にするとのことで動いたときに、この道路も始めるのではないかと私は注視をしておりましたが、何の動きもないままで現在に進んでおります。

話によると、こここのところについても数百万円の調査費をかけているとのことですので、現状どうなっているのか、町長の御所見をお伺いをいたします。

次に、3番として、神保原駅北まちづくり事業についてであります。大型商業跡地の現状について質問をさせていただきたいと思います。

3月議会で、私は学校法人と3年にわたって協議を行っているが、貴重な土地を提供していただけている地権者様にも迷惑がかかっているのではないかと、駅北まちづくり事業の中心が決まらない状況で基本計画をつくることは難しく、一旦立ち止まり、整理をしたらどうかとの話をさせていただきました。これに対して、教育機関の誘致は昭和47年頃からの町の悲願であり、これまで町を築いてきた人たちにに対する熱い思いであるとの回答をいただきました。

3月議会の会期中に行われた議会の全員協議会の中で、白紙の問題についても協議をさせていただきました。昨年3月に、学校法人の理事長より町長に対し、一旦白紙にしたい旨の文書が届いていたようであります。

公共用地でもあるので、公募する必要があるもので、一旦白紙に戻して正式に受ける形にするのがよいのではということになったと聞いておりますが、町長のトップセールスとして、時には学校法人に上里に進出してほしいと働きかけ、一方では、町が大型施設跡地を買収しようとしている。白紙を出したのは当時の理事長の判断であり、我々に責任を求められても困るとも言っておりましたが、法人のトップである理事長が町に対して文書を提出してきたとすると、大変重いものがあるのではないかと。しかし、その後も既に数回協議していると町長のほうでは答弁しておりましたが、私が指摘をするのは、町長の答弁が一貫していない。今になって公平性を保つなどと言っておりますけれども、今までの協議は何なのか。時には学校側の戦略などとも言っておりましたが、このようなことが出てこなければ、議会には話をしないで進めようとしていたのではないかと。これは個人間のやり取りではなく、理事会の総意として理事長の判断であり、自治体の首長に対して文章の送付は、私は大変重いものがあるかと考えると

ころであります、町長の御所見をお伺いをいたします。

これで1回目の質問は終わりたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。
町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、各種事業の進め方についてのお尋ねのうち、①新規事業を含めた各種事業の進め方についてでございます。

上里町保健センター等複合施設の予定地につきましては、都市計画マスタープランでの拠点となること、立地適正化計画での誘導施設としての位置づけ、都市構造再編集中支援事業の補助金の活用等の理由により、役場庁舎東側に建設することを令和4年9月と12月の全員協議会で御説明させていただきました。12月の全員協議会の説明を通して、建設場所については御理解いただけたものと認識しております。

それを踏まえ、関係団体から広く意見をいただくため、上里町保健センター等複合施設検討委員会を設置したところでございます。

一方で、9月以前に進捗状況の報告が遅れたことについては、おわび申し上げます。

複合施設につきましては、現在、設計業務を進めており、5月19日には第1回の上里町保健センター等複合施設検討委員会を開催し、関係団体の代表者及び関係担当課により意見交換を行いました。

検討委員会での検討結果につきましては、設計に反映させ、基本理念でもあります「人を健康、地域を元気にできる施設」を目指していきたいと考えております。

今後の事業につきましても、議会への説明、関係団体及び住民の意見を聞きながら、慎重、丁寧に進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、2、本庄市下野堂から駅前に通じる道路についての①現状と今後についての御質問にお答え申し上げます。

神保原駅北東通り線については、都市計画マスタープランにおいて、駅東側からのアクセシビリティの向上や道路の多重性の確保を図るための道路としております。

令和元年度には、おおむねの位置やルート等について複数案検討いたしました。この調査結果を基に、神保原駅北まちづくり基本計画では、安全・安心な場所づくりに向けた町づくりの骨格軸として位置づけております。

一方、神保原停車場線のルート検討の中で、駅前広場の設計や当該道路の接続箇所について、改めて交通管理者との協議が必要となります。今後、これらの検討や関係機関との協議を踏ま

え、段階的に詳細設計や用地測量等を実施し、地権者との用地交渉の準備を進めてまいるところでございます。

当該道路は、駅北周辺と東側の地域を結び、駅利用者等の利便性が向上するとともに、駅北のにぎわいの創出にも寄与することが期待される重要な道路であります。また、駅北の災害等の迂回ルートとして東通り線は重要な位置づけになっております。引き続き、早期整備に向けて取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、3、神保原駅北まちづくり事業についての①大型商業施設跡地の現状についての御質問にお答え申し上げます。

本年3月に策定した神保原駅北まちづくり基本計画では、「楽しみ、活力がみなぎる場所づくり」に向けて、広域的かつ経常的に人を呼び込むため、教育機関を誘導すると示しております。

駅北の活性化のため、学校法人の移転希望地である大型商業施設跡地の取得に向け、地権者の代理人と交渉を重ねております。具体的な交渉内容につきましては、交渉中の案件ですのでお答えは差し控えさせていただきますが、早期用地取得も含めて、駅北まちづくりを推進してまいります。

次に、学校法人が上里町への移転計画を白紙にしたとの御指摘についてでございます。

学校法人より、上里町への移転計画を一旦保留したい旨の連絡があったことは事実であり、その意図や経緯につきましては、これまでの全員協議会において御説明したとおりでございます。

この連絡の趣旨は、当時町で策定作業を進めていた神保原駅北まちづくり基本計画にて、大型商業施設跡地の活用方針を幅広く検討している中、教育機関誘致ありきの話となってしまうと、その方針決定プロセスの幅を狭めてしまうおそれがあることから、町、学校法人が双方合意の下、一旦保留とさせていただきたいというものでございました。

町といたしましても、学校法人の意思を尊重し、移転計画の保留を受け入れましたが、教育機関誘致を軸とした跡地活用の考えに変わりはありません。また、学校法人からも、上里町への移転意向があることに変わりはないとの話をいただいております。町の検討状況等については、引き続き学校法人に対し報告しております。

次に、本経過報告を議会に対し行わなかったことに対する御指摘についてでございます。

一旦保留とする旨の文書が提出された背景には、学校法人の経営戦略によるものがあると理解しております。したがって、当該文書の取扱いについては、町として守秘義務に当たるものと判断したことから、積極的な公開に至らなかった次第でございます。

教育機関誘致につきましては、昭和47年頃からの町の悲願であり、これまで上里町を築いて

きた先人たちの町発展に対する熱い思いであります。その熱い思いを今実現することで、町が進めているコンパクトな町づくりに文化・教育の要素が加わり、文教都市としても選ばれる町につなげていきたいと考えております。

町制施行50周年を迎えた今、先人たちの思いを受け継ぎ、再び人を呼び込む新たな目的地となるよう、教育機関をはじめとするにぎわいづくりに向けた機能の誘導に向けて、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 答弁ありがとうございました。

私のほうから、時間の許す限り何点か質問させていただきたいと思います。

先ほど来、いろいろ、マスタープランどうのこうの、そういうような様々な計画に基づいて保健センターを造ったと。保健センターこの位置に決まったんだというような話をされたと思いますけれども、私が言っているのは、住民の方が不便であれば、当然そのところで立ち止まって町長が英断を下すべき。マスタープラン云々じゃなくて、その前に部内の協議会、部内の検討委員会、恐らくそういうものがあつたのではないかなと私は思っております。令和3年度中には、施設概要、建設候補地、整備手法、基本構想が出来上がっているんですよ。私たちに出てきたときには、4つの候補地の中でもうこの東側がいいんだということで、9月の全協のときに議員の中でけんけんがくがく様々な意見が出てきたことは、議員の方々も昨日のように覚えているのではないかなと思います。

確かに、金額、建設費用が、この800メートルのこの中で建設される土地が用地買収がされると補助金がつく。だけれども、様々な補助金というのはいっぱい恐らくあると思います。それがたまたまこのところで有利だったんだがな、まあ1年遅らせればよかったんだがなというような私は解釈をしております。そのところで町長が、住民の方が迷惑するんであれば、このところで立ち止まれ、職員にもう一度検討しろと言えば、私はできると思っておりますけれども、そういうような町長の自らのその考えがなかったのか、ちょっと残念に思いますけれども、その点について答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問にお答え申し上げます。

この保健センターについては、役場の庁内でいろいろな議論をしました。課長会議を含めて議論をさせていただきました。予算面だけじゃなくて、この日本全体が少子高齢化、人口減少

になっている中で、実は私が平成22年、議員になったときに、北海道の夕張市を視察しました。そのときに、夕張市はあの当時、もう平成20年、一時は10万人あった炭鉱の町がもう1万人を切る状況で、今の数字で見るともう非常に、今の北海島知事、鈴木さんが一時夕張市長を務めました。しかしながら、人口減少は抑えられなかった。もう完全に1万人を切っております。その中で、コンパクトシティーを進めて、インフラとか道路、水道、そういったものを中心市街地に集めることによって、水道とかインフラ設備の維持管理を、このままの10万人を想定した市の町づくりではもう維持できない、そういったことを私なりに、この中にも同僚議員で行った方もおられるかと思えます。そういった現実を見たときに、上里はもう人口減少というのを真摯に捉えなくちゃならない。もう3万人を切って2万5,000、6,000という時代が来るという中で、やはりコンパクトシティーというのは避けて通れない現状かなということで、国の方針に基づいて立地適正化計画をつくりました。そういったことも先日新聞の中でも、立地適正化計画をつくっていない自治体があるという言葉がありましたが、特に埼玉県春日部市はしっかりその立地適正化計画を持ってやっているそうです。上里町も、どこまで立地適正化を守るかどうかというところで議論したわけですが、そういった方向を進めていって、予算面だけじゃなくて、将来の町づくりにとって最適な場所はどうかということを庁内、役場の中で議論した結果であります。

たしかに町民の皆様に対する変化というのは、なかなか厳しい、受け入れられない現状はあるかと思えますが、これから人口減少というのははっきりもう見えてきた中に、ああ、あのとき決断してよかったと、20年後、30年後もつ設備ですから、そういった中でこの役場との近接地に造ることは、最適であったかどうか分かりませんが、将来を見据えた場所であったと思っております。予算面だけではなくていろいろな機能面、そういったものを取り入れて町民サービスの質を落とさない、そういった関係で、庁内の各関係者の議論を据えた上で、決定したところでございます。

戸矢議員の御指摘にありました現状のところをそのまま活用ということも、私も考えてみた結果、いろいろ関係者の課長さんからの御意見聞いたら、やはりこの地域がいいということで、総意を得たということで最終的に私が決断させていったところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） この中に老人センターを複合館で造るといようなことで、この中にありました。しかし、温浴施設は造らないといようなことであったような気がします。しかし、町長が私との立会演説会の中では、そのときに上里町の老人センター、レジオネラ菌です

か、それが出て、ちょうど温浴施設がストップしている。そのときに、将来は温泉がいいですね、温泉造りましょうねというようなことで立会演説会ときにはお話をしたことを私は昨日のように覚えている。そうすると、老人、お年寄りの人たち、今度、役場の東側に老人センターを含めた複合施設ができるときに、温泉も、温泉というんですか、お風呂もできるのかな、今度、本庄市の湯かっこにも行かなくて済むのかな、そんなようなことを言っている人も現実にはいるんです。そういうところをやはり丁寧に一つ一つやっていかないことには、やっぱりどんだん何か公約とあれが一致しなかったり、そういうのがあるんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の老人センターの温浴施設ということですか。このことについては、前町長時代にレジオネラ菌が発生して閉鎖したということでありました。私が町長になるときに、サービスエリアのところに温浴施設を造るという話が、計画と伺っていますが、計画の前の構想ですかね、そういった話を伺ってしまして、そういった施設ができればいいねということは、私としても捉えていました。この温泉と公衆の温浴施設とはちょっと性格が違うと思います。また、それを一緒にするというのはちょっと無理かと思ひまして、湯かっこにもあるようなことは伺っていますし、神川にもあります。湯かっこにありますよね。そういった施設をうまく活用できないか、ただサービスエリアの近くに温浴施設を造るという話の構想は、現状は立ち消えになったということをお伺いしています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） それと、保健センター、複合施設、これは本来なら前年度の恐らく選挙の争点にしてもよかったのではないかと私は思っております。だけれども、そのときに出さずに、9月のときに議会には出てきた。恐らくその前にはできていたのではないかなと、いろいろなことを推測するわけでございますけれども、町長が行っているタウンミーティングの中では、今回この保健センター、複合施設、これを上里町の役場の東側にこれから造るんですよというようなことはお話しになっているのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員のタウンミーティングで保健センターの話についてということでありましたが、タウンミーティングそのものは、まあ一部は行政報告もあるかと思ひます

が、基本的にはタウンミーティングは町民の皆様との意見交換でございまして、町民の皆さんの意見を吸い上げる場だと、私はそういう認識でおります。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 今、町長が、住民の方の意見を吸い上げる、まさにその吸い上げるのがこういうようなタウンミーティングでいろいろなことを、今度は役場の東側に保健センター造りますけれども、皆さんどうですか、不便ですか、それとも役場が隣で便利ですか、いや、そのぐらいのことは言わなけりゃ駄目ですよ。いいこと、私はこういうことをやりました、ああいうことをやりました、そうじゃなくて、やはり町長は自分で物事を進めているんだから、そういうことをやって、それで町の住民の方の反応を見なければ、それはタウンミーティングじゃないでしょう。私はそう思っているんですけども、それは言わないなんて言っていることであれば、空回りして、住民の人が何も言わなかったから後になっていいですなんて言うのと同じですよ。そういうことこそ言っていたらかなければ。特にここの近辺の人たちは敏感になっているでしょうけれども、これから行く長幡の人たちだって住民なんですよ。そういうことを言っていたらかなけりゃ駄目だと思いますよ、私は。タウンミーティングのときには是非そういうこと、自分がこれからやっていること、その反応を聞くのが恐らくタウンミーティングではないでしょうか。町長、どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の、保健センターというだけが町でやっている事業じゃありませんし、いろいろな町の中でも地区によってもございます。そういったところで、本来は議員の皆様方が町民の意見を吸い上げてこの議会の場で議論する、そういったパイプ役といいますかね、そういったところもあるかと思えます。そういう中でも、私は町民の皆様さんとフェース・ツー・フェースで意見交換するという場であります。そのことだけを取り上げてやるということについては、もう少し慎重に考えていきたいと思っております。また、町全体の優先順位とかそういったところもありますし、今、評議員会も一応進めているところであります。そういった中で、地区によってはそういったことも、地区に関連する事業であれば、そういったところも御説明する必要があるかなと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 恐らくね、私が思うのには、駅北、学校法人が来る。駅南は保健セン

ターをこのところに造るんだということで、町長の頭の中はもうそれで固まっているんじゃないかなと思って私は心配しているんです。というのは、この計画書、候補地の中の4つの計画書の中で、ちょっと見せていただいたんですけれども、その中で、大型商業敷地の跡地のところの欄で、踏切が近いから駄目だということでバツがくれてあったところがあるんです。だから、踏切が近くて大型商業跡地が保健センターに適していないんだとしたら、こここの交差点、向こうの駅のところの交差点、もうそれと同じだと思っております。あ、こういう解釈をしているんだな。そんなようなところの抜粋が載っておったんですけれども、町長については後でそういうところについても見ていただければありがたいなと思っております。

それと、保健センター、何回も言っているようなんですけれども、車社会なんです。現在、大型商業地、大型家電センターですか、そういうもの、量販店、全部郊外へ出ているんです。というのは、なぜ出てるかという、通う人が車社会だから、車がなければどこにも動けないから、そういうところに行っていると思います。そのときに、このような狭いところで今後ずっと、夕張市のお話をしましたけれども、恐らく夕張とここではちょっと違うんじゃないかなと思っております。やはり少しでも郊外に土地を持ちたい、少しでも多くの土地を持って、車社会でスーパーに買いに行きたい、どこに行きたい、そういうときには、当然保健センターにも車で行くんですよ。車がなければ駄目なんです。そういうときに、あえてこういうところの狭いところを持つてくるということが私はちょっと納得できない。そのことについて、町長、もう一度、再度答弁をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問で、保健センターの位置について、車で移動するのに非常に支障を来すんじゃないかということかと思いますが、保健センターについても、あそこも中学校の前でありますし、今回、保健センターがこちらに移転しても、車の移動については特に大きな支障はない。いろいろな保健センターに関わる診療業務もできるだけ分散した時間帯を考えようということで、各担当が知恵を出していただいております。そういった中であそこの選定を最終的に決めたわけでございますし、またこれからの車社会、国の方針も、実は本庄道路についても、新しい道路を造ったら、そこへ大型店舗が進出するのは少しいかなものかというのを国交省のほうの関係者から言われています。国会議員からも、本庄道路を造ったけれども、あそこに大型商店をするというのはいかなものか。できるだけ国としてはコンパクト、災害時のことも含めて道路づくりをしているので、コンパクトシティを国としても進めているんだということ、本庄道路の予算の要望活動をした中で、国会議員の先生方からもその方針を私も本庄市長も聞いております。そういった中で、誘導する地域にするという方

針をしっかり国のほうも打ち出している、町もそれを受けて進めていく、また町民の皆様にもそれを細かく説明していく、そういったところを私としては取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 先ほどのような17号国道が今度は出てくると。それでは、今まで議員の中から出てきたような道の駅構想、是非道の駅をやってほしい。そのときに、いや、私も建設省のほうへ行って鋭意努力しますと言ったことが全然真逆になるんですよ。町長が言っていることは、だから一貫性がないんです。だから、私はそういうことをあまり言いたくないんですよ、こういうことを。町長に対して攻撃をするというのはあまりよろしくないんですけども、やっぱり言っていることとやっていることがころころ変わる。それでは本当に困ってしまう。じゃ、道の駅構想なんかだって、陳情なんかしに行っ、やらなくたっていいということになっちゃうんですよ。その点、町長、どうなんですか。もう一度答弁お願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 今、本庄道路のことについて話がありまして、道の駅構想と大型店舗の進出とはちょっと違います、性格が。道の駅というのは、どちらかというと、そこを観光地化して人を集める、また道路を利用する人のための道の駅ということで名称になっています。この道の駅の性格と大型商店の進出とかそういったことを一つの中で考えていただかないほうがいいかと思っております。私の考えについてももう少し理解いただいて、道の駅とは何なのか、もう少し研究していただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 町長と私でもこれだけの差があるんです。だから、是非タウンミーティングのときには、これから是非この問題については出していただきたい。それを私のほうはお願いをして、次の2番目に入りたいと思います。

下野堂のところの道路でございます。これについては、先ほど私が述べましたように、これについては本庄の下野堂から駅前広場のところに来る道路でございます。これについては、先ほど言いましたように、一時、山下町長が、日産化学から北に来たところの片側一方通行のところを交差点にするんだということで、開発協議のところを少し下げていただいてやった

経緯を聞いております。そのときに、私は下野堂から駅前まで道路がすぐにでも、計画路線、くい打ち等々ができるのかなということで注視をしておったわけですけれども、恐らく現在のところ何も始まっていないし、駅北のまちづくり事業の中に入っている東通り線になっております。

一番心配しているのは、あそここのところにある工場のことでございますけれども、恐らく工場の方にも御協力いただけないと、できないのではないかなということを考えておりますけれども、その点、進捗状況はいかがなものか、町長にお聞きをしたいと思っております。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の本庄市下野堂からの駅前に通じる道路についての再質問であります。

まちづくり基本計画を策定していきまして、一部の地権者からお話を伺っておりまして、事業に協力いただける旨のお返事をいただいております。また、本格的な用地交渉については、今後、用地測量や詳細設計を行う中で、道路整備についてどの程度影響するのかがはっきりしますので、用地測量を進めるということでございます。

私が町長になったときに、当時の県から来た担当課長と決めた中で、自前で全部やるよりも、こういった市街地整備、都市構造集中という形でやったほうが国の予算補助をいただけると。駅前のロータリーを決める中で、最終的にそこがまだ決まらない中で着工しちゃうと手戻りが発生する可能性もあるということで、警察協議も含めて、一時、まちづくりの中で進めようということで変更になりました。これは確かにそういったところで少し時期が、私が思っていたよりだいぶ時期がずれています。それもやはり町の財政だけじゃなくて、国の都市構造の中で補助金をやったほうが非常にいいということですので、少し保留していたところですが、ここに来て、この360メートルの分を2つのブロックに分けて、東側を先行してやる形で私としては進めていきたい。そのことによって用地交渉が、またこの大きな地権者がありますから、そこまでの道路を先行して進める方法もあるんじゃないかということで、今庁内で整理しております。

ここは先ほど言いましたように、駅通りの停車場線、東側に抜ける道がございましたので、災害面を含めてここを迂回できるような面を早くやろうということで、今庁内で整備しております。用地測量も私の任期中にしっかりやれるように、具体的に工場の責任者とも一応協議を進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 先ほど私の任期中にやりたい、そしてできれば災害にも役立てたいというようなことをございますけれども、何か町長、1番の新規事業についてのときもそうだったんですけれども、1つのことについて手を出し過ぎているんじゃないかなと私は思っております。いろいろな発想があつていいわけをございますけれども、計画が多い。計画を少ししちや、またほかのところに行く。ここのところについても恐らく事業費を費やしている。これから先、出ていくこの中の大まかな計画、駅北まちづくり事業、これについても、もうほとんど、1億円ぐらいの調査費がついているんじゃないかなと。間違っていたら間違っているよと言っただけならばと思えますけれども、そうするとバックができないんですよ。ある程度自分の判断で、これはよし、これはやるぞ、そうじゃなくて、どんどん進んでいっちゃうと、後でバックすることができないんです。町長については、私は是非そういうところを改めてもらわないと、周りの人、いろいろな人が迷惑するのかなというようなことを思っておるんですけれども、この下野堂線もそうです。自分がいいと思ってやれると思ったら、災害なんていうのは待ったなしなんです。あした来るかもしない、あさって来るかもしれない、将来的に災害のために役立つじゃなくて、やるんだら早くなんですよ。それで、住民の人を納得できないんだら町長自ら行って納得をさせて、それでお願いをするぐらいの気迫がなければ駄目だと思いますよ。町長、どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問にお答え申し上げます。

駅北まちづくりにつきましては、町の将来を担う事業であります。高崎線の沿線の中で、これだけ3万人の町を維持できるところで、将来の町づくり、これからの子どもたちの未来に向けた事業であります。私は、10年、20年先を見据えた事業を進めているところであります。戸矢議員が、私がころころ変わるとかというその発言の趣旨を私は理解できません。

あと、もう具体的に、2031年には高崎線が羽田へ乗り入れる。そういったことが具体的に なりまして、今日もネットで見ましたけれども、常磐線の特急が羽田発になる。そういった姿を見て、町としてこれだけの北口を高崎線沿線の中で、橋上駅も遅れている、町づくりも遅れている、そういったところの将来を見据えた町づくりをやっているわけをございますので、議員の先生方にもそういったところも是非勉強してもらって、将来の町の在り方、姿を具体的に提案いただいて、私がやっていることはこうしたらいいんじゃないとか、ああしたらいいんじゃないか、具体的な提案を是非いただきたいと思っております。

そういった中で、駅北については、1億はかかっていますが、ある程度、私としても調査

費という形で費用はかかっているところでもありますので、そういったところは私も厳しく受け止めて事業を進めていくということでもあります。

これは、私とすれば、駅北東通り線も、今利用者が、お寺の通りを、安盛寺のところを通過してくる途中で時々接触事故があったり、そういった事故を早くなくしたい、そういったところも災害も含めて、駅北の全体の中での位置づけもありますので、早急に進めて、先ほど言った工場のところもありますので、そういったところを早急に進めるよう努力してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4 番戸矢隆光議員。

〔4 番 戸矢隆光君発言〕

○4 番（戸矢隆光君） 私がころころ変わると言っているのは、下野堂線もそうです。下野堂線も途中でやるようなニュアンスだったけれども、今度はまたほかのところに行って、最終的には駅北の中の路線になるということであるので、そういうことを私は言っているんです。だから、発想的にはすごくいい発想だと思う、いろいろなことを思って、何とかの町、何とかの町、今度は学園の町、様々なことを言っています。町づくりがすごいんじゃないかなということ、一般の人は思っておるのではないかなと。実際中を見ると、いろいろなことをやっているけれども、これが80、90の成果にはなっていないんです。議員も勉強してくださいということで、20年、30年後の町づくり、それは私が質問しているから、私に言っているようなものではないかなと思うんですけれども、確かに、だけれども、確実に行政のトップ、税金を預かっている人は、やはり確実に片一方で夢を語り、片一方で着実にやるのが行政のトップではないかなと思っております。

時間がなくなってしまうので、是非そのことについてもお願いをしながら、3番目の学校法人、駅北まちづくり、こちらのほうに移りたいと思います。

先ほど、3番目の駅北まちづくりについては、私がなぜこのところに出したかということ、一般質問の中で出さなければ、全員協議会の中で話をしていることについては一般の方は分からないので、そのことについて町長は、白紙の文章が来ている。理事長から来ているということ、を全員協議会の中では認めていただきました。しかし、相手が出してきて、経営上の戦略があるから、戦略上の問題ではないかなということがありますけれども、一方では学校法人と協議を重ねている。私たちの一般質問にも、いや、協議を本庄市の学校法人とやっておりますよ。やっておりますって、去年の3月に白紙の文章が来ているのに、やりようは恐らくないと思うんですよ。それはその学校法人側の人と個人的にやっているのはあれですけれども、理事会のトップは理事長なんですよ。それを私も9月の議会、12月の議会、3月の議会でもお話を

しましたけれども、やっております、やっております。だけれども、1つ間違うと、理事長が白紙を出した後、恐らく11月頃まで、白紙になってから11月頃までは誰とやっていたのかちょっと疑問なところがあるんです。だから私はこういうところで、この議会の場であえてお話をさせていただきました。そのことについて、町長はどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問にお答え申し上げます。

本庄市の教育機関の関係ですが、戸矢議員も個人的なという言い方をされていましたが、町のほうも教育機関もトップで、トップといいますかね、理事長クラス、経営者、そういったところ以外とは接触をしていない状況でございます。経営者も、戸矢議員御存じのように、当初私が教育機関誘致の折衝を始めた当時の理事長と現在の理事長は代わっておりますし、理事長が代わったということは経営体も変わったということでございます、経営者も。そういう捉え方からすれば、お互いの経営戦略、それは学校側も変わって当然だと。何らかの理由があって経営者が代わったということでございます。したがって、経営戦略も変わるということでございます。私も民間の企業の幹部を務めたことがありますので、そういった意味でもきちんと経営戦略というのは重く受け止めております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） それはあれなんですけれども、私が言っているのは、昨年3月に白紙が出されてから、新しい理事長が恐らく11月頃就任した。その間、私はトップの人つきり話をしないというような話もしていましたが、そうするとその間は、私たちの答弁で協議していますよと言ったことはうそになるんですよ、そのときのことが。だから私はあえて言っているんです。まあそのことについてこれ以上詰めてもしようがありませんので、私は先ほど言ったようなことで町長にはよく理解をしていただければいいかな。これからまたこの学校法人とのいろいろな様々な問題についても、そんな簡単ではないなと私は思っております。

また、先ほど町長が言われたように、いろいろ町の先輩の人たちの悲願で学校を持ってくる、そんなようなことも、私は議事録を見せて、議事録というか、町長が言った言葉をもう一度復習するんですけれども、私も行政にいました。行政にいたときに、児玉高校が町であって2校県立ができています。本庄では、本庄高校、本庄北高、本庄東、本庄第一、4校ある。できれば上里町に3万人の、当時3万2,000人ぐらいの人口でしたけれども、3万2,000人の人口がある

ので、県の高校を誘致したいといった覚えがあります。しかし、その後、先人の人たちは、また首長の人たちは、そういうことは、県立高校は無理だからやめて、その代わり県の施設をつくりましょうということで、上里町のゴルフ場ができたんです。それは県の施設として上里町のゴルフ場、1年間を通じて台風のときも水が乗らない。だから県の企業局にお願いをして、担当者が日参をしながらやって、やっとゴルフ場ができたんです。先人の人たちが、悲願がやっと来るなんていうことは、私は今まで聞いたことない。そういうことについて、町長、どうでしょうか。

○町長（山下博一君） 反問権を行使します。ただいまの質問に対し、反問権の許可を願います。

○議長（黛 浩之君） 町長の反問権の行使の要求について許可いたします。
町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど戸矢議員の再質問の中で、うそということが出ました。これは、私としては、うそというものがどういうものなのか御説明いただきたいと思います。うそということ、私がうそをついたということを行っていますね。首かしげないでくださいよ。教えてください。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 私も、質問している最中に、うそと言ったかどうかというのはちょっとあれで、うそと言った言葉が出たとすれば、陳謝をしたいと思います。申し訳ございませんでした。発言を取り消したいと思います。

○議長（黛 浩之君） ただいまの4番戸矢隆光議員の発言の取消しを許可いたします。
4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） それでは、時間もこれで来ましたので、私の質問は以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。再開は10時35分からとします。

午前10時26分休憩

午前10時35分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 議席番号8 番齊藤崇でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きいタイトルで2つでございまして、1つ目が新型コロナウイルス感染症について、それから2つ目が児童・生徒の不登校について質問をさせていただきますので、答弁のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

では、最初に、新型コロナウイルス感染症について、①感染症法について質問させていただきます。

先月の5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ5類に、2類から5類へ移行しました。また、政府の対策本部も廃止されました。さらに、感染対策は個人や事業者の判断に委ねられることになりました。いまだに完全に終息していない中、多くの患者がかかる外来医療は、幅広い医療機関が手がける通常体制への移行が目指されています。正当な理由がなければ診療の求めを拒めない医師法の応召義務というのがあるらしいんですけれども、あるんですよ、感染対策の負担の重さなどから、医療機関はまあちょっと逃げ腰的なようでございます。

埼玉県保険医協会が開業医を対象にした調査では、これまでコロナ診療をしてこなかった医療機関87か所のうち、今後は「診療できる」と回答したのは約2割だそうです。じゃ、「診療できない」と回答した理由については、感染対策の動線を分けるのが困難、スタッフへの感染の懸念、それから感染状況はいわば火がくすぶっているような状態で、急拡大したときに備える必要や、院内感染で診療ができなくなったときの損失補填など、適切な支援策が必要ではないかということでもあります。

これと同時に、我が町でも感染対策の規模を縮小し、新型コロナウイルス感染症に対する窓口も閉鎖されております。このような状況下で感染者が出た場合、新規も再発もあるんですけれども、患者本人はもちろん、家族もパニックになってしまうのではないのでしょうかね。

確かに5月8日以降も、県の新型コロナウイルス感染症総合センターは機能しています。しかし、ホームページや町の5月号広報紙を見ても、町独自の相談センターはございません。休日、夜間等で急な発熱など焦ってしまう人も少なくないと思います。5月22日の情報によれば、町内の中学校のある学年で学級閉鎖に追い込まれたということが知らされております。このようなときでも、保護者たちはどのように対応していいのか、町の保健センター、保健所も通常の業務に戻っているので、生徒や保護者等は大変混乱を期したのではないかと思います。これ

から先のことも考えて、このような町の体制について町長に伺いたいと思います。

②「ウィズコロナ」について。

今まで多くの人に感染する中で変異を繰り返し、新たな流行の波を生み出してきました。今後も変異を続けて再び大流行にしたり、死亡率が大きく上がったりする危険性が懸念されます。

第4波まではアルファ株が流行し、その後再び大きく変異してデルタ株が主流、新規感染者の9割に上ります。22年2月に入ると、さらに変化をしてオミクロン株へと置き換わりました。BA.1、BA.2、BA.5は人に感染しやすい性質になりました。現在は、BA.5からさらに派生したBQ.1、BA.2から派生したXBBが世界的にはやっているということです。

今後もウイルスの変化株が出現しないという科学的根拠はございません。新たなウイルスがパンデミックを引き起こす可能性もあります。

こういった中で、今後感染者は、外来、入院とも原則自己負担が生ずる通常の保健医療となります。患者の窓口負担が3,000円ほど増えるという試算がされております。ただ、高額な治療費や入院費については、患者負担が増えないよう、今年9月末まで補助されることになっております。また、ワクチン接種については、今年度いっぱい、来年の3月までですね、無料措置の施策が継続するとされています。

しかし、国がこうした方針を打ち出したことによって、町民が感染することによって医療費の増加、来年度以降ワクチン接種や検査費も自己負担となる町民、特に高齢者や低所得者を苦しめることになるのではないのでしょうか。今後、ウィズコロナとして生活していくわけですが、町はこのことに対する支援策をどのように考えているのか、町長に答弁を求めます。

2、児童・生徒の不登校について質問をいたします。

まず、児童・生徒に対する学校側の対応について。

不登校の定義として、病気や経済的な理由を除いた心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者とあります。

ここ3年余りコロナ禍であったため、不登校児童・生徒の数が増えたのではないかと思います、不登校者数を調べてみました。令和2年度は全国で19万6,127人、埼玉県は8,934人、我が町でも若干数はあるのではないかと。じゃ、小学生と中学生を比較してみると、小学生は全国で6万3,350人、埼玉県では2,624人、中学生は全国で13万2,777人、埼玉県では6,310人となっています。じゃ、3年度はというと、全国で24万4,940人、埼玉県で1万1,178人、このうち中学生は全国で16万3,442人、埼玉県で7,934人、小学生は全国で8万1,498人、埼玉県で3,244人というデータがございます。恐らく上里町でも、若干数の不登校者が小中学生にあるのではないかと、というふうに思っているところであります。

これで、不登校というと、ちょっと言葉はいけないことなのかなというふうに認識しがちですが、これは必ずしも不登校というのはまずいことではないというふうなことを言う学者もいるようです。しかし、保護者や学校側に見れば、登校してほしいという思いが本心だというふうに私は思っております。

そこで、不登校の原因というのは様々あるわけですが、大きく分けて原因の大きい3つがあるんですが、学校、それから家庭、それに本人ですね。家庭では、親子の関わり方、経済状況、生活習慣などですね。学校側においては、いじめや人間関係、それから勉強が分からないとか、学校で嫌なことがあるなど。本人としては、じゃどういふことがあるかという、話を聞いたり文字を書いたりすることが困難な、これは学習障害というらしいんですけども、静かにしていることが難しい注意欠陥多動症、ちょっと難しい表現なんですけれども、情緒混乱を引き起こす神経症・鬱病などが要因として挙げられるそうです。

小学生・中学生別に見ると、小学校では家庭によるものが最も多く、高学年になると、友達とのトラブルや勉強についていけないが多くなるようです。中学生では、無気力、不安、いじめを除く友達関係、それから生活リズムの乱れということが主な要因のようです。

以上、いろいろ数字を含めて述べてきましたが、不登校児童・生徒に対する学校側の対応について、教育長の答弁をお願いします。

②家庭において、学校側の保護者への対応はということなんですが、先ほども述べたようにできることなら学校に行ってもらいたいと思う保護者は少なくないと思います。でも、行きたくない児童・生徒を無理やり登校させるわけにはいきません。無理に行かせようとすることや原因を追究したりすると、不登校の問題だけでなく、親子関係が悪化しないともなりかねません。

このような場合、学校側は保護者に対してどのようなアドバイスをしているのか、また各自治体に教育支援センター（適応指導教室）があると聞いています。我が町にはこういった部署が存在するのか、また利用実績があるのか教育長に伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、新型コロナウイルス感染症についての①感染症法についてと②「ウィズコロナ」については関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけは、令和5年5月8日から5類感染症になり、

今まで行政が様々な要請や関与をしていた仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとした対応に変わりました。

5類に移行した後の医療体制については、国は限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関で受診できる体制に移行していくこととしていますが、そのためには、医療機関の協力や発熱患者の受入れが可能な医療機関の情報提供などが不可欠であると考えております。

そのための施策として、国においては、これまでの安全性を重視した院内感染対策のガイドラインを、効率性についても考慮した対応へ見直すほか、対策のために必要な設備などに対して支援を行うとしています。

診療報酬についても、今後、冬の感染拡大に先立ち、今年の夏までの医療提供体制の状況等を検証しながら、必要な見直しを行い、令和6年度診療報酬改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行うとしています。

一方、埼玉県では、患者の受入れに関する説明会の開催のほか、個人防護具や設備整備の支援を計画しています。

また、全ての医療機関で診療を断らない仕組みの構築を目指し、段階的に移行していくまでの間、発熱患者が迷うことなく身近な診療所等で診療・診察が受けられるよう、診療・検査に対応できる診療所等を埼玉県指定診療・検査医療機関に指定し、公表しています。

なお、公表されている項目の中には、かかりつけ患者以外の対応についても掲載されております。

町といたしましては、今後とも国や県からの情報に注視し、必要な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

5類変更後は、マスクの着用や外出を控えるかどうかの判断は行政の要請から個人に委ねられたことに伴い、町の相談窓口については廃止いたしました。しかし、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスは完全に終息したわけではなく、そうした状況の中、新型コロナに感染した方やその家族は不安を募らせることと思います。

町といたしましては、一般的な健康相談やコロナ感染に関わる相談については保健センターで対応しておりますので、住民の不安を解消できるよう努めてまいります。

また、先ほども答弁いたしました但、埼玉県コロナ総合相談センターや発熱患者が受診できる医療機関の情報提供などを引き続き行ってまいります。

入院や外来に係る医療費については、5類移行まで、検査に係る費用と新型コロナであるという診断後に実施された医療に係る費用が公費負担であり、初診料等の費用は自己負担が発生し、全額公費負担ではありませんでした。

5類移行後においては、検査に係る公費負担は終了しましたが、新型コロナ治療薬など一部

の公費負担は実施されています。

議員お話しのとおり、5類移行に伴い、感染者の医療費の負担は増加することになりますが、マスクの着用をはじめとした感染対策については、行政による要請から個人の判断に委ねられました。さらに、5類感染症の疾病は、季節性インフルエンザなど新型コロナウイルス感染症だけではないため、他の疾病との公平性の観点から、町といたしましては、医療費の負担増に対する支援策については実施しないものと考えております。ただ一方で、今後とも感染防止に関する情報の提供は確実に行ってまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種については、令和5年度まで無料で接種できます。令和6年度以降については、国の示した方針に従って予防接種事業を進めてまいります。町としては、国の方針を見ながら、支援等の必要性について検討していきたいと考えております。

感染症法上の位置づけが変更となった後も、新たな変異株の出現の可能性など、油断できない状況は今後とも継続するものと認識しております。そうした状況の中でも、国が示した方針は日々の生活の中に徐々に浸透してきており、ウィズコロナの考えの下、緊張と緩和のバランスを保った新たな生活が始まっています。

町といたしましては、今後とも必要な情報を確実にお伝えし、住民の平穏な生活に資するよう努めてまいりたいと考えております。

なお、次の2、児童・生徒の不登校については、教育長から答弁いたされます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤崇議員の2、児童・生徒の不登校についての御質問についてお答え申し上げます。

まず、①児童・生徒に対する学校側の対応についてでございます。

令和元年12月初旬の新型コロナウイルスの流行、感染により、新たな学校生活に適応できず、学校への行き渋りや不登校になる児童・生徒が増加傾向にあります。

令和3年度の不登校の人数は全国で24万4,940人、これは前年度比の1.25倍に当たります。埼玉県では1万1,178人、これは前年度比の1.25倍に上ります。その要因としては、無気力、生活リズムの乱れ、人間関係などに分類され、複数の要因が重なり、不登校になるケースが見られます。

学校では、不登校児童・生徒へのきめ細やかな対応と個々の実態に合わせた支援を推進しており、担任を中心に、組織で対応できる体制を構築しております。具体的には、不登校児童・

生徒について、全教職員が共通理解を図るための教育相談部会や生徒指導部会を中心に情報を共有しております。

また、不登校児童・生徒の状況に合わせた家庭訪問や家庭連絡を継続的に実施しております。さらには、GIGAスクール構想にて貸与された学習用PC端末を活用し、リモートによる授業を実施し、学校とつながりを切らずに一人一人の居場所づくりを提供しております。

不登校児童・生徒の未然防止対策としては、児童・生徒からの様々な悩みを相談できるよう、教育相談主任や養護教諭が中心となり、校内での教育相談体制の充実を図っております。また、町内の中学校2校にはさわやか相談員を配置し、悩みを相談しやすい環境づくりに努めております。

さらには、学習に対して不安な児童・生徒に対し、個別に指導し、基礎学力が補充できるよう児童支援員や学習支援員を各学校へ配置し、各学級へとつなげる場所を全ての学校に設置しております。引き続き児童・生徒とのつながりを重視した対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、②家庭において、保護者の対応についてでございます。

学校では、不登校児童・生徒の保護者とのつながりも大切にしております。学校が行っている保護者への支援体制としては、保護者と担任が面談を行い、学校生活や日常生活などの相談ができる機会を定期的に設けております。また、本人や保護者と生活環境を整える相談や学校・家庭・地域で暮らしやすい生活の支援などを行うスクールソーシャルワーカーや、子育てで悩みを抱える保護者に対して相談や心理的サポートを行うスクールカウンセラーを配置し、相談できる環境を整えております。

適応指導教室ですが、本庄、上里、神川、美里の4市町で運営し、復帰に向けて個の支援を行っているふれあい教室がございます。令和4年度は、上里町からも数名通っております。教員経験者の方を中心に運営をし、基礎学力の定着や社会性を身につけることを目指しております。

未来を担う子供たちを育てるのは、学校・保護者だけでなく、地域の力も必要です。地域との交流の中で子供たちが育てられることで保護者の安心感が生まれ、保護者同士や地域における人との人間関係が構築されることで、悩みを打ち明けられる環境の構築につながっていくと考えております。今後も学校・保護者・地域との連携を図り、対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症について、先ほども壇上から述べましたように、埼玉県保険医協会の調査ですね、要するに5類に移行した後の発熱患者等の診察について、診療できると回答したのが先ほど言ったように約2割だと。こうなると、もう本当に感染者は、発熱した場合に、以前から私が申しているように、かかりつけ医というのが大事なんですけれども、このかかりつけ医というのが要するにどの程度町民に浸透しているかという、私も数字的には分からないんですけれども、特に前回のときもちょっと発言したと思うんですけれども、かかりつけ医というか、そういった診療所というか医療機関でないと診療してくれないと。突然行ってもなかなか受け入れてくれないという体制がどうも根底にあるような気がするんですね。

そういったときに、先ほども言ったように、町のコロナの総合センターというんですかね、そういったところも機能を停止しちゃったり、保健所も通常の業務に移行してしまう、コロナ以前の業務に移行してしまうと、なかなかこれが本人にしてみると、あっちへ行ったりこっちへ行ったりで大変なことになろうかと思うんですよね。

先ほどもちょっと述べましたが、町内の中学校の学級閉鎖、これもパンデミックですよ。こうなると、多少国とか県がこういうふうにもう移行しましたよと、竹をなたで割ったような体制を敷いたわけなんですけれども、本当にこれでいいんかと。町長の答弁の中にもあったように、まだ本当に完全に終息しているわけじゃないんですよ。だから、例えば役場の出入り口にも検温器等が設置されていたけれども、恐らく当日、5月8日に撤去したんだというふうに推察するわけなんですけれども、やはりそういうふうなことを町独自で、やはり町民の立場に立って対応してほしいなと思うんですけれども、このことについてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほども答弁で申し上げましたように、国の方針等はそういった流れであります。町としては、このコロナ感染症のみならず、コロナ感染症含めたインフルエンザ、そういったところも含めて、保健センターで一般的な健康相談を行っておりますので、まず新型コロナウイルス感染症に関する相談でもそういった中で相談を受けていますので、現在も感染症に関する相談も含め、様々な相談に応じておりますので、保健センター等を御利用いただければよろしいかと思っております。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） だから、それだとね、町長ね、やっぱりありきたりの対応。要するに

国・県がそういう方針取ったから、まあ町もそういう方針ですよというのと同じですよ、言っていることが。やはり先ほど私が言ったように、町では5月8日以降に新型コロナウイルス感染症総合相談センターというのが継続して機能しているんですよ。それと、じゃ国はどういうふうなあれが対応しているかという、ちょっと5月8日から間が空いちゃうんですけども、今年の秋に感染対策の司令塔として内閣感染症危機管理統括庁というのが発足されるみたいなんです。こういうふうな機能があるんですけども、じゃ今言った県とか国、ありますよ。そういう対応していますよ。だから、町は、じゃ保健センターは一つの窓口だから、総合的な問合せというか、してくださいという答弁ですけども、そうじゃなくてですね、じゃ今言った県の新型コロナウイルス感染症総合相談センター、これ24時間体制でやっているんですよ、知っていますか。電話番号もちゃんとあるけれども、一般の住民はこういうことがあるということも恐らくごく一部のしか知らないんじゃないかと思うんです。国とか県がこういう対応している、継続してやっていますよということを、じゃ何らかの方法で町民にアナウンスする、そういうこともじゃ大事だと思うんですよ。じゃ、町が24時間、保健センターで24時間対応していますか。してないでしょうね。そういうところをやっぱり町独自の、町民の立場に立った考え方というか、支援策を考えてやらないと、繰り返しになりますけれども、本当に感染が終息したわけじゃないんだから、先ほど言ったように株がどんどん変異して、新しい株が出てくるわけですよ。要するにそういったことに対する行政側の危機感というものをちゃんと何らかの形で表す必要があるのかなというふうに思いますけれども、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

齊藤議員のおっしゃることはもっともということで私は理解しておりますが、広報の5月号に、5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類相当に変わりますということで、ページを割いて、上里町のコロナウイルス感染症相談ダイヤルの廃止等も含めて、埼玉県の新型コロナウイルス感染症総合センターの設置ということで、24時間体制ということで、広報に努めております。

こういったところで住民に対する周知は続けておりますので、是非そういったことも含めて、このコロナの感染症が5類相当になっても、町としても、また県としてもそういった体制を組んでいるということを是非御理解いただきたいと思っております。また、住民に対する周知としては、保健センターのホームページ等でもこういった情報提供をしております。広報も含めて町民に周知するというので努めておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） まあ広報等でアナウンスしているということですけども、そのときには必ずそのホームページという言葉が出てくるんですけども、町には約1,300世帯あるんですけども、この中には個人的な理由で広報の配布を断っている方、世帯もかなりあると聞いています。広報を配布されても、なかなか細々と隅々まで閲覧する人もそんなに多くないんじゃないかなというふうには感じるわけです。やっぱり一番大きいのは、5月、先月の8日に5類に移行したというのは、これはもう大々的にニュースとかメディアで報道されています。それで、またその感染者数の報道も、日々の報道も全然なくなっちゃいましたよね。週に1回ですか。集計方法も変わって、じゃ町は、上里町が何人という、1週間ですね、そういった数字、表現というか表記じゃないんですよ。ですから、一般の方はほとんど何というのかな、それから関心度が低くなっているのかなと思うんですよ。それに便乗するかのように、町も先ほどから言っているようにね、県がそうやって24時間体制取っているんだったら、私、本当に町民のためを思うんだったら、町もそれと同類の、同等の要するに対応を独自で、もし自分でできないんだたらもう少し範囲広げてやるとか、前、ワクチン接種のときに使ったナビダイヤルか何かじゃないですけども、あんなような体制でやるとか、何か方法考えてやったほうが、本当にこれからも変異株でどんどん株が変異していくと。専門家によると、そういった変異した株というのは、先ほども言ったように人類に感染しやすくなるというデータがあるらしいんですよ。ですから、そういった危機感を持った町民に対する対応というのを、国や県に任せっきりじゃなくて、何度も重複しますけれども、やはり町独自の、町独自で何らかの体制を取ったほうが、私は町民に対する最大のサービスだなというふうに思うわけですけども、その点についてもう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

広報は、先ほど千幾つと齊藤議員は数字を言ったような気がするんですが、1万3,000部配布しています。全所帯。ですから、基本的には全所帯配布しています。

それから、齊藤議員が町独自のということを言われていますが、町としても、コロナの発生のときも、独自ということも私も実際考えていました、命に係わることなので。ですが、実際蓋開けてみますと、町は情報を持っていないんです。患者がどのぐらいかとか。全部新聞によって聞くだけで、あとは本庄保健所ですね。本庄保健所は県の出先機関ですから、全部それについて把握している。ただ、私に対しては何の、患者がどのぐらい出ている、死亡がどのぐら

い出た、一切情報がないんです、県のほうは。

そういう中で、町独自にというのは、やれていればもうとっくに私はやっています。ですが、県のほうは、出先機関が当然保健所ありますから、医療体制については県がしっかりやっただいていてということでもあります。ただ、どうしても感染者が増えた場合には、町職員が総動員でやりました。感染者宅の情報を保健所からいただいて、パルスオキシメーターを職員が土日かわかわらず、もうほとんど24時間です、もうそれは患者さんに対する県からの情報をいただいたら、即パルスオキシメーターを感染者のところ届けてやってきました。そういった、町としても県との連携、協力関係をしっかりつないでやってきて、何とか終息につながったということでもあります。そういった中で、そういった感染者に対する数字も全部新聞報道だけです、私、実際は。そういう中で、もう終息した中で町独自というのはなかなか難しい。

ただ、齊藤議員おっしゃるように、そういった予断で思って当たるんじゃないくて、やはり予想できることは、感染防止等含めて、今後取り組んでいく必要があるかなと認識しております。本当に町民の生命と財産を守るという観点からすれば、今回職員も、本当にパルスオキシメーターの配布については、土日、24時間、まさにやっていただいたんで、感謝しています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） ということは、今の町長の答弁だと、町独自というのはできないと。というふうな答弁だというふうに認識いたしました。

じゃ、先ほども言ったように、5月8日以降の県内の医療機関、通常の医療体制、要するに発熱患者も診療できると回答した医療機関が約2割だというんですね。医療機関、要するに埼玉県の医師会、保険医協会がそういうデータを出しているんですけども、じゃ町は、じゃたまたまそういった発熱、そういう疑いのある人が出た場合に、県の先ほど言った埼玉県新型コロナウイルス感染症総合相談センター、この窓口へ連絡取れば、そういった約2割しかないような医療機関でも、そういったことをちゃんと指導というか案内してくれるんですか。恐らく保健センターは時間で5時15分で終わってしまうんですけども、夜間・休日等是对応当然していないわけですけどもね。その体制というのは具体的にどういうふうに、じゃこの医療機関に行ってくださいなんていうそういう指導をちゃんとしてくれるんですか。保健所だってもうあれでしょう、普通の通常業務でしょう。唯一、命の綱というか、頼りになるのはこの県のセンターだけになりますよね。そういったその医療機関の約2割しか診てくれないよ、この県の相談センターが唯一命の綱だよということになるんですけども、そうなった場合に、じゃ今回、町長さっき答弁してくれたけれども、5月8日以降、町内の学校でコロナで学級閉

鎖したのは承知していると思うんですけども、そういう情報は、じゃどこから入ってくるんですか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

県のほうからも、県民の皆様へというアナウンスがされたものがありまして、新型コロナウイルスが5類になった後も、ウイルスがなくなるわけではありませんということで、体調不安や発熱などの症状がある場合はということでもあります。それで、発熱などでお困りの場合は、受診可能な診療・検査医療機関を検索いただくか、または県コロナ総合相談センターに御連絡いただいて、受診に迷う場合でも御相談くださいということでアナウンスされています。

その中で、県では発熱外来に関して、幅広い医療機関における診療体制へ段階的に移行するよう、また指定を受けていない医療機関には、指定申請の検討を求め、県民の方が安心して医療を受けられる体制を確保するよう体制を整えていますところでありますということで、町内でも指定医療機関が1か所増え、9つの医療機関が指定されています。そういったところの情報連携をやることによって、つながるかなということでは理解しております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 先ほどちょっと私が質問の中で、数字を誤って伝えてしまいました。世帯数ですね、約1万3,000戸のところを1,300と発言したようです。取り消して訂正させていただきます。

それと今、一問一答みたいじゃなかったのかもしれないですけども、先ほどの答弁がちょっと漏れていましたので再度お聞きしたいと思うんですが、ある町内の学校でコロナによる学級閉鎖がありました。これについて、じゃどういうルートで情報が入ってきたのか。先ほどの答弁の中だと、新聞報道しかないよ、なかったよ、今までないんだよということでしたけれども、この要するに町内の学校の学級閉鎖については、何名程度が、それでどのくらいの期間閉鎖になったかというのは、ちゃんと情報としては町長のほうには入っていると思うんですけども、どういうルートで入ってきたのか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） これは教育機関に関することですので、教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤崇議員の御質問にお答え申し上げます。

学校のほうからは、インフルエンザ等の学級閉鎖も含め、学級閉鎖をする必要があるということ、教育委員会のほうに報告が上がります。その報告を教育委員会から町長部局のほうへ報告したということでございます。

人数については、今回は5名ということで伺っております。

すみません、7名で4日間の学級閉鎖ということでございます。失礼しました。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） そうすると、学校から情報が入ってくると。教育委員会のほうにね。学校から教育委員会に情報提供があつて、それを教育委員会が町部会のほうに連絡すると。これは、教育部会に発生した全てのことに對して、この感染症、インフルエンザもそうですけれども、そういうことに對しては、学校側が把握するということは、よく分かんないんですけども、個々の生徒、児童が感染するわけですけども、それが要するにコロナだよというのは、やっぱりその医療機関で判断してもらってコロナだよと分かるわけですけども、そうなったときに、何といたらいいんですか、その流れがね、教育委員会、それからそれを扱う担当の保健センターとか、そういうところがどういうふうに機能しているかというのは、いきなり児童・生徒から学校側へ行って、学校から教育委員会に行って、教育委員会から町、まあ保健センター、担当のほうへ行くのかなと思うんですけども、その辺がルール化されているんですか、その辺について。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤崇議員の御質問にお答えいたします。

一応学校保健法というのがございまして、学校で発生したインフルエンザ、コロナ等につきましては、学校医の判断を受けて教育委員会のほうに報告を上げるということになっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 分かりました。まあそういったルール化されているのであれば、それにのっとって行動したというふうに理解させていただきます。

時間がなくなってしまいましたが、次に不登校ですね。

これは本当に本人、それから学校、保護者、家庭ですね、本当に全てがづらい思いをするわけになるんですよね。ですけれども、この3年余りのコロナ禍において、全国的に、埼玉県でもそうですけれども、町内は数字がちょっと分かりませんが、上がっているということに対して、行き違いのないような指導、児童・生徒に対する指導、家庭に対する指導、こういうものを徹底していただきたいなというふうには思うんですけれども、答弁の中にはそのような答弁がありました。

ちょっと時間がないんであれですけれども、1つだけ聞きたいのは、これは答弁してもらったのかどうか、ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけれども、教育支援センターというのがありますよね。この要するにもっと詳しく言うと適応指導教室、これについてちょっと説明がありましたけれども、これはあれですか、上里町は、これは恐らく1市3町の範囲で運営されていると思うんですけれども、このコロナ禍においてこういった指導室を利用した児童・生徒はどのくらいあるのか教えてもらって、最後の質問とさせていただきます。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 上里町からは、昨年2名の生徒が利用しております。今年度は、この2人は学校に復帰したという話も伺っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前11時29分休憩

午後1時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後1時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） 議席番号1番石井慎也です。議長より許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、ゼロカーボンシティについてと子育て日本一についての2つになります。まず、1つ目のゼロカーボンシティについてです。

令和5年3月の定例会の中で、上里町はゼロカーボンシティ宣言を表明しました。ゼロカーボンシティとは、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を市長が表明した地方自治体のことをいいます。

近年、環境を取り巻く状況は大きく変化しており、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により、世界規模で深刻な気象災害が発生し、私たちの身近な生活環境にも様々な影響をもたらすことが懸念されています。

温暖化対策を着実に進めるためには、私たち一人一人が、今まで以上に日々の暮らしの中でできることを考え行動し、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組まなければなりません。

ゼロカーボンシティへの取組として、町は今後、公用車のEV化を進めるとありますが、EVを走らせるための電力を、どのような発電方法で作られた電力を使用するかで、この取組に対しての意味が大きく変わってくると思います。

遠方の発電所で化石燃料を燃やし発電された電力を使っているようでは、送電ロスもありますし、日本全体で見たときに、あまり削減の効果はないと思われます。自分たちで使う電力を自分たちで作り使う、電力の地産地消も大切なのではないのでしょうか。

そこで、再生可能エネルギーの推進についてお聞きしたいと思います。

上里町は、全国的に見ても年間を通して日照時間が長く、太陽光を利用した太陽光発電を行うのに適した地域であると言われていています。しかし、太陽光発電はその発電方法の特性上、どうしても広い面積が必要となります。そのため、新たに土地を取得し太陽光パネルを設置するには、コストがかかってしまいます。

そこで、上里町の中で新たな土地を取得せずに太陽光パネルを設置できる場所がないか、考えてみました。

1つ目は、神保原駅の南北にまたがっている自由通路です。神保原駅の自由通路は屋根がかかっておらず、雨の日は非常に使いにくいです。そこに太陽光パネルの屋根をかけてはどうかと考えます。雨の日も自由通路を使いやすくなり、利用者の利便性もよくなります。また、駅という上里町の玄関口でこの取組を行うことで、ゼロカーボンシティへの町の取組もPRできるのではないかと思いますので、是非検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目は、農業用水路です。

上里町は農業用水路が多く張り巡らされています。その水路上やのり面に太陽光パネルを設置してはどうかと考えます。水路ののり面をコンクリートで覆いパネルを設置することにより、土地改良区で問題になっている水路ののり面の草刈り作業の軽減にもつながるのではないかと

思われます。水路自体は四方八方に走っているため、一律的な考えはできませんが、様々な角度で設置に向けて検討を行っていただきたいと思いますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

3つ目は、一般住宅や店舗の屋根です。

上里町は山やビル群がなく、一般住宅や店舗の屋根の日当たりは良好な環境にあります。一般住宅では、太陽光発電のみならず、太陽熱を利用した太陽熱温水器も再生可能エネルギーとして利用できると思われます。年間を通して日照時間が長いという強みを生かし、太陽光発電や太陽熱温水器を設置する一般住宅や店舗に町独自の補助金を出してはどうかと考えます。

一般住宅でも、屋根に載せることのできる3キロワットの太陽光発電で年間約2,000キログラムのCO₂を削減でき、太陽熱温水器では年間約600キログラムのCO₂を削減することができますと言われています。一つ一つは小さいかもしれませんが、町全体で取り組めば大きな削減につながると思いますが、町としての考えをお答えしていただければと思います。

② Jクレジット制度についてです。

最初に、Jクレジット制度について説明をさせていただきたいと思えます。

この制度は、まず企業や自治体などが再生エネルギー発電設備を導入したり、植林プロジェクトを運営したりすることで、CO₂などの温室効果ガスの排出削減もしくは吸収する取組を行います。これらの団体は、自身の取組内容や削減・吸収されるCO₂排出量についてまとめ、国に申請を行います。国が取組内容を精査し、申請された分のCO₂排出量が正しく削減・吸収していると認められた場合、吸収・削減されるCO₂排出量に応じたJクレジットを発行します。国の認証を受けたこれらの団体は、発行されたJクレジットをほかの企業や自治体などに販売することが可能になります。削減・吸収できたCO₂の量という目に見えない価値を、国の基準に基づいた審査の下でクレジットとして可視化し、販売可能にしているのがJクレジット制度になります。

令和5年3月に、Jクレジット制度における新たな取組として、田んぼの中干し期間の延長が新たな方法論として承認されました。

水田からは、CO₂の25倍の温室効果を持つメタンが発生します。水田から発生するメタンは、土壌に含まれる有機物や肥料として与えられた有機物から嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成されます。水田からのメタンの発生を減らすには、落水期間を長くすることが重要で、中干し期間を7日間延長することにより、メタン発生量を3割削減できることが確認されています。

このことを受け、田んぼの多い上里町でJクレジット制度の活用を行い、地球温暖化対策への積極的な取組として上里町をPRできないかと考えます。

また、本制度で認証されたクレジットを温室効果ガスを排出する側の企業等へ売却することができれば、売却益を得ることができ、その売却益を農業振興に使っていただけるとはいえないかと思えます。町としてどのように取り組むことができるのか、お答えいただければと思います。

2つ目の子育て日本一についてです。

現役子育て世代として、何点か提案を行いたいと思います。

1、ランリュックについて。

現在、上里町の小学生は、ランドセルを背負って登校しています。長年、小学生はランドセルを背負って登校するものだと考えられていますが、低学年の子どもにとってランドセルは重く、体への負担が大きいものになります。重いランドセルを背負って歩いていると、重心バランスが悪く、交通安全の観点から見ても危険があると思われれます。

また、ランドセルは高価で、かなりの家計負担になっていると思われれます。そこで、小学生に軽量で丈夫なランリュックを配布することで、子育て世代の家計負担の軽減を行い、子どもたちの安全対策ができるのではないかと考えます。

最近では、アウトドア用品を販売している企業が、軽量で安価なランリュックを発売し、全国の自治体で導入が進んでいると聞きます。上里町も是非導入を検討していただければと思います。

②通学路の旗振りについて。

この旗振りは、朝、通学路に立ち、子どもたちの通学を見守るものですが、近年の世帯構成では核家族や共働きの世帯が増え、旗振りを行う保護者の負担が多くなっており、見直しが必要ではないかと考えます。

地区によっては、児童数が少なく、順番がすぐ回ってきて大変だとお聞きします。そのような保護者の方々の負担を軽減するためにも、交通指導員の増員や地域の見守り隊の方々のお力をお借りできないかと考えますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

③四ツ谷金久保線の歩道の設置についてです。

四ツ谷金久保線は、四ツ谷の交差点からワープ上里、金久保のイオンモール上里の前を通り中山道までをつなぐ道で、子どもたちの通学路になっています。この道は交通量も多く、道幅も狭いため、歩行者や自転車があると車両はすれ違うのがぎりぎり、非常に危険だと思えます。子どもたちの安全を確保するためにも、歩道の設置を検討していただきたいと思いますが、町としてのお考えをお答えしていただければと思います。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、こんにちは。石井議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、ゼロカーボンシティについての①再生可能エネルギーの推進についてお答え申し上げます。

再生可能エネルギーとは、議員お話しのとおり、太陽光や風力、水力、地熱などを利用してつくるエネルギーのことで、石油や石炭といった化石燃料のように枯渇する心配がなく、持続的に利用できるという利点があります。また、発電時に地球温暖化の要因となる二酸化炭素を出さないことが特徴です。

初めに、上里町の長い日照時間を生かし、太陽光発電設備等を設置する一般住宅や店舗に補助金を出してはの御質問ですが、太陽光等の再生可能エネルギーを利用することは、脱炭素に向けた取組としてとても重要であると考えております。

町では平成23年度から25年度まで、住宅用太陽光発電システム設置補助金として、商工会が発行する上里町共通商品券を交付していた経緯があります。国及び県で実施していた補助金に町が上乘せする形で実施していましたが、これらの補助金が平成25年度をもって終了したこと、また、太陽光発電システムの価格が下がり、補助金による導入促進を図る必要性が少なくなってきたことなどにより、3年間で補助事業を終了しております。

町内における固定価格買取制度を利用している10キロワット未満の太陽光発電の累計導入件数を見ますと、平成26年度は311件だったものが令和3年度では761件に伸びており、町民の皆様が自発的に再生可能エネルギーの利用に取り組まれていると認識しています。

住宅等の再生可能エネルギー利用及び省エネルギー化については、太陽光発電のほか、太陽熱温水器や蓄電池など様々な設備やシステムがあります。今後、ゼロカーボンシティの実現に向け、どのような施策が必要か、費用対効果も念頭に置き、研究してまいりたいと考えております。

次に、自由通路の屋根の設置についての御質問ですが、駅利用者の利便性の向上を図るため、駅舎の再整備と併せ、現在、検討を進めております。

整備に当たり、JR東日本との協議を進めてまいりますが、自由通路の屋根については線路上空に設置する構造物であることから、列車の運行に支障が生じない設備が必要とのことでございます。これを踏まえ、太陽光パネルの屋根の設置については、自由通路の耐荷重や技術的な視点も含め、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、農業用水路に太陽光パネルを設置してはどうかの御質問ですが、上里町の農業用水路の総延長は78キロメートルで、内訳は、上里土地改良区64.5キロメートル、上里西部土地改良

区13.5キロメートルでございます。

土地改良施設の管理において、草刈りは地域によって高齢化、人手不足等が課題となっていることから、土地改良区では水路のり面に防草シートを試験的に設置し、効果検証を行っております。

議員御提案の太陽光パネルの設置については、実現できれば町の既存財産の有効活用と土地改良施設管理の省力化にもつながる可能性があるものと考えます。しかし、用水路の規模、のり面の強度、大雨時の洪水対策、しゅんせつ工事など多くの課題を整理することが必要であり、また、財政負担も大きく、投資に見合う採算性が必要であり、費用対効果の面でも検討が必要となってまいります。

環境に優しい再生可能エネルギーの利用、土地の有効活用や雑草対策など、大きな利点があると私自身も認識しておりますので、今後も土地改良区役員、地元組合員とも相談し、環境に配慮した農業施策に取り組んでまいりたいと思います。

今後、ゼロカーボンシティ宣言の実現に向け、公共施設及び公共用地の利活用を含め、様々な角度から調査研究を進めてまいりたいと思います。

次に、Jクレジット制度についてお答え申し上げます。

Jクレジット制度とは、省エネ・再エネ施設の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減及び吸収量をクレジットとして国が認証する制度であり、関係する省庁が運営を行っております。

農業分野でのJクレジット制度における方法論については、家畜排せつ物管理方法の変更、バイオ炭の農地施用などがありましたが、これらに加え5つ目の方法論として、議員お話しの水稲栽培における中干し期間の延長が今年3月に承認されました。

水田からのメタン排出は、国全体の排出量の約4割を占めていると言われ、その排出削減はみどりの食料システム戦略等にも位置づけられているところでございます。

水田の中干しとは、水稲の栽培期間中に田んぼの水を抜き、乾燥させる作業です。中干しを行うことで、稲の品質向上などに効果があります。また、水田の乾燥が土壌中の有機物の分解を抑えることから、中干しにはメタンの発生を抑制する効果があると言われております。

このように、温室効果ガスの抑制に効果が認められた中干し期間の延長ですが、幾つかの課題が提唱されております。

1つは、収量の減少です。中干し期間を延長すると、水田に水が張られる期間が短くなるため稲の成長が悪くなり、収量が減少する可能性があります。

次に、作業面においても、雑草が生えやすい環境となることへの対応や生産管理記録の整備など、農家の負担の増加も課題の一つであります。

これらの課題を克服するため、農業技術の開発や政策的支援など様々な対策を講じることが重要であります。

Jクレジットの認証から間もない中干し期間延長の方法論については、今後、具体的な推進方法が示されるものと思われまます。また、国は、稲わらをすき込む秋耕の作業を方法論に追加する検討をしているなどの情報もごまいます。

今後、農業分野においても、温室効果ガス削減の取組への関心は高くなると思われまます。みどりの食料システム戦略を踏まえ、埼玉県や埼玉ひびきの農協など関連団体と連携し、農家の皆様への支援、情報提供に努めてまいます。

なお、2の①ランリュックについて及び②通学路の旗振りについての御質問については、教育長より答弁させまます。

[発言する者あり]

○町長（山下博一君） 先ほど私のほうが、固定価格買取制度を利用しているということで、平成26年度は311件と言ったそうなんです、319件ですので、おわびして訂正いたします。よろしくお願ひします。

じゃ、続けさせていただきます。

次に、2、子育て支援日本一についての③四ツ谷金久保線の歩道の設置についてをお答え申し上げます。

1級町道四ツ谷金久保線は、県道勅使河原本庄線を起点とし、JR高崎線やワープ上里、町立図書館を經由し、四ツ谷交差点までの延長1,741メートルの幹線道路であります。

この道路は小・中学校の通学路であります、特に上里北中学校の多くの生徒が利用しております。さらに、沿道の大型店舗を利用する町民の皆様や、国道17号を經由し群馬方面に通勤する町民の皆様など、数多くの町民の皆様の社会活動を支える重要な幹線と理解しております。

この四ツ谷金久保線であります、国道17号と高崎線の間やワープ上里西側につきましては、一部歩道が整備されております、それ以外の区間に関しましては歩道が未設置となっている現状であります。

議員御指摘のとおり、四ツ谷金久保線の歩道設置の有効性は十分理解しております。しかし、歩道整備には道路拡幅が伴い、当該路線沿線には家屋が多数立地していることから、沿線住民の皆様の道路拡幅の御協力や、御陣場川に歩道用の橋梁を設置する必要があることなどから、莫大な事業費がかかるものと予想できます。

現在、町では大きな道路事業として、国土強靱化の位置づけによる神流りバーサイドロード、交通安全対策として児玉工業団地アクセス道路や、昨年度より着手した藤木戸勝場線整備事業を鋭意推進しているところであります。

御提案の四ツ谷金久保線の歩道設置に関しましては、現在推進中の事業の進捗状況や生活道路を中心とした住民要望路線の整備状況などを踏まえながら、将来的に調整してまいりたいと思っております。これについても前向きに取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 石井慎也議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、2、子育て日本一についての①ランリュックについてでございます。

現在、町内小学校においてもランドセルの指定はしておりませんが、慣習として小学生のランドセルの使用が続いております。

議員御指摘のとおり、ランドセルはランリュックと比べると高価であり、保護者の経済的負担は大きくなります。また、教科書やノートを入れて背負うとなると、子どもたちには重量の負担が大きくなります。

しかし、ランドセルのよいところは、6年間もつ丈夫さです。中身の破損を防ぎ、後ろに転んだときに直接頭が地面に当たりにくく、子どもをけがから守ってくれるという利点もあります。また、現物支給による利点も大きいところですが、家庭により捉え方は様々です。

秩父市では、令和5年度の新入学児童を対象に、ランドセルの現物支給を検討していました。その後、令和5年度と令和6年度の新入学児童の保護者を対象にしたアンケート調査から、補助金の交付希望の回答が最も多く、ランドセルの現物支給は実現されませんでした。

ランドセルの重さについて取り沙汰されている中、町内の小・中学校でも対応しております。平成30年9月6日付で文部科学省より発出された通知を受け、学校ごとに「宿題や家庭学習で使用する予定のない教科書や教材等については、学校に置いておくことができることとする」などを保護者に通知いたしました。今後も校長会などを通じて、この通知を周知徹底を図ってまいります。

また、当町におけるランリュックの無料配布につきましては、先進自治体の状況やメリット・デメリット等を調査研究し、財政状況を勘案した上で検討したいと思っております。

令和6年4月に町内の小学校に入学予定の児童は、合計215名の予定です。経済的にお困りの児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度がございます。援助を受けられる費用といたしましては、学用品費等、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費、新入学用品費、医療費でございます。

新入学用品費につきましては、小学校5万4,000円、中学校6万3,000円が支給されます。引

き続き制度の周知を図り、子育て支援日本一を目指した取組を進めてまいりたいと思っております。

次に、2、子育て日本一についての②通学路の旗振りについてでございます。

千葉県八街市で児童5人が負傷した事故など、子どもたちが登下校中に通学路で死亡したりけがをしたりする事故は繰り返されてきており、登下校の見守りについての関心は年々高くなってきております。そのため、毎朝、通学路には、PTA活動の一環として実施している保護者や地域の方々がボランティアとして行っている見守り活動やスクールガードリーダー、交通指導員などが子どもたちの安全を守っています。

石井議員御指摘のとおり、核家族化や共働きの世帯が増え、見守りを行うことが保護者の負担になっている一面もあると思います。しかし、子どもたちの安全は、学校・保護者・地域が一体となって守るものであり、特定の方に負担をかけることにより活動の存続が難しくなることも考えられます。実際、地域の見守りボランティアも年々高齢化が進んでおり、必要な人数を集めることが難しい地域もあると聞いております。

通学路の見守りをすることで、危険な運転をする人への抑止力になったり、通学路の危険箇所いち早く気づけたりもします。また、家に帰って、通学路の歩き方について子どもと話すことで、自分の身は自分で守る、自助の学びを深める機会にもなると考えております。

学校では年3回、地域の方と一緒に通学路を歩き、安全点検を行っております。その際に見つかった危険箇所については、学校から報告を受け、情報を共有しております。また、子どもたちの安全を守る重要性について、PTAや学校運営協議会、地域ぐるみ協議会を通じて、保護者や地域の方々に知っていただくことで、子どもたちの安全は学校・保護者・地域が一体となり守っていく機運をさらに高めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の再生可能エネルギーの推進についてのところで、神保原駅の自由通路の件についてです。

確かに、自由通路の上に新たなものを造るというのは、地震があったときに落ちて、線路に物が落ちたときはどうするんだという、確かにそういう面はあるなというのはすごく感じました。

そこで、ただ、やはり上里町の顔のような場所だと思っています、神保原駅というのは。なので、その場所で、せつかく上里町がゼロカーボンシティ宣言をしたということで、駅舎を造

るに当たって、何かその取組を入れていくというんですかね。上里町はこういうことをしていますよというのは入れていっていただけるのかなというふうにはちょっと思いますので、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員からの再質問にお答え申し上げます。

ゼロカーボンシティ宣言して、そのシンボルたる場所として、石井議員、駅のほうの自由通路がふさわしいんじゃないかということでございますが、現在の自由通路の整備状況についてちょっと報告させていただきます。

現在、建設コンサルタントと駅舎と自由通路等の位置や形状について複数の案を作成し、比較検討を進めておる状況でございます。また、この点について、案がまとまりましたらお示ししたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目なんですけれども、農業用水路についてお聞きしたいなと思ひます。

農業用水路にパネルを敷いてみたらどうかという質問でしたけれども、確かにのり面の大きさ、向き、本当に多種多様なものがあるなというふうには思ひますけれども、実際、今、土地改良区としてでも草刈りの削減のために除草シートを敷いて今、実証しているというようなこともありましたので、これも同じように実証してもいいのではないかなというふうには個人的には思ひますけれども、実際に1区画だけでも試してやってみる、そのようなお考えというのはありますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

太陽光パネルをのり面とかに設置するというところでありますが、設置する場合に生コン等を敷き詰めると、地域の草刈作業等がなくなり、地元の方々の負担は少なくなる利点がありますが、一方で、のり面の強度の確保、あと大雨時の洪水対策、しゅんせつ作業への影響などが懸念されまして、用水路上部に設置する場合は、本来の農業用水としての役割、大雨時の枯れ草等が引っかかる場合や洪水等の対応、水没による漏電、故障、設置部分のしゅんせつ作業が不可能になるなど、課題が想定されます。

〔発言する者あり〕

○町長（山下博一君） そういった課題がありますけれども、検討させていただきます。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） よろしく申し上げます。

また、農業用水路、常に水が流れていると思うんですけれども、再生可能エネルギーの一つとして水力というものもあると思われるんですけれども、農業用水路等を利用した小水力と言われるような発電方法もあるかと思うんですけれども、それに対して町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

上里町の農業用水路は、大部分が排水路としての水路でありまして、水力発電を行うには年間を通して一定の水量が必要となりますので、まず必要な水量を確保できるのかの確認が必要であります。

パイプライン等についても国の施設であり、利用する場合は水利権の問題も生じてきますので、現在は国との間で農業用の使用となっており、その他の用途で使うためには改めて協議が必要となってまいります。

また、発電機の稼働音や水車の場合の回転音、用水路及びパイプラインの老朽化、近隣住宅の生活環境への影響もございますので、水路の有効活用については今後、調査研究してまいりたいと思っております。

なお、通常のものに比べかなり割高になりますが、太陽光発電式防犯灯もございますので、再生可能エネルギーの利用促進に向けて、状況に応じて導入を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） はい、ありがとうございます。

また、水路ののり面ですね。水路ののり面を実際、今、太陽光発電等を事業としてしている事業者もいると思うんですけれども、町が造るのではなく、事業者にその土地を貸すということというのは可能なのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

農業用排水路ののり面に太陽光パネルを設置している土地改良区は、全国に幾つかあるようではありますが、先進地では延長約2キロメートルののり面に防草シートを敷き、高さ1から1.5メートルの位置に太陽光パネルを設置したとのこととございます。費用については、国の補助金を利用しても数億円かかったとのこととあります。

土地を発電事業者に貸し出すに当たっては、用水路のり面の管理、しゅんせつ、洪水対策、農作物への影響等について検証するとともに、土地改良区役員や組合員に意見を聞き、町との土地賃貸契約も必要になると思われれます。あわせて、貸出管理事務等の想定される事案を整理した上で、発電事業者に貸出しも可能かと思われれます。

今後、用水路の機能維持、費用対効果を含め、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） はい、ありがとうございます。

次に、2のJクレジット制度についてお願いします。

実際に今回、令和5年3月に田んぼの中干し期間の延長というのが要件として入ったわけなんですけれども、すごく新しい取組にはなっているので、実際にどれほどの効果があるという、数字がなかなか出てこないところかなというふうには思いますが、これもやはり、町として1区画というんですか、どこか圃場をお借りして、実証として取り組んでみるという、実際にやってみるということが大事なかなというふうには思いますし、実際にそれで収量が変わらない方法がある、そのままうまく作物が作れるというのであれば、メタンの排出が少なくなるというところですごくプラスになるのかなと思いますし、この先進事例ということ町の中でつくっていくためには、実際にもう既にやり始めていかなければいけないことかなというふうには思いますけれども、そのあたり、まず取り組んでみようというところを、これは多分、農協さんとかと手を組んでいかなければならないのかなというふうには思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

Jクレジットの認証についてですが、実験的な可能性とすれば、農協さんと組んで、実験等について連携して取り組むというのも1つありかと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） はい、ありがとうございます。

実際に、やはりこういう先進的なことって、どこが先にやるかってすごい難しいと思うんですけども、やはりやっていくということが大事かなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2 つ目の子育て日本一についてのところで再質問をさせていただきたいと思います。

実際にランリュックというものを上里町では使ったことがないということなので、それが実際導入したときに、何年もつかというところはすごく分からないところは多いのかなというふうに思いますが。

でも、ランリュック自体はコストがすごく安いものにはなってくるので、また新しいものを買い換えるというところでも負担はかなり少ないのかなというふうには思いますが、実際に先進的にランリュックを導入しているところにおいては、強度というところはどのように扱われているかというのは、何かあれば教えていただければと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

実際にどのくらいの強度があるかということ調査研究はしておりませんので、不明です。ただ、先ほども答弁の中でお答えしましたが、保護者の中にはランドセルのほうを強く希望するという保護者が多いのも確かだと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） やはり、昔からランドセルをしょってきたというところで、ランドセルを背負わせたいという保護者なり、または祖父母だったりとかはやはり多いのかなというのと思うんですけども。

そこで、町としてでも、でも、こういうランリュックも用意してあるよというような、選択制というのがあってもいいのかなというふうには思いますし、ランリュックを希望する人にはランリュックを渡して、また、ランドセルを買うのに当たって補助を出すというのもありのかなと思うんですけども、やはり選択して、好きなものを選んで、好きなものをしょって学校に行くというのがいいのではないかなというふうに思うんですけども、そのあたりいかが

でしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

ランリュックを希望する者だけに補助を出すというわけにもいかないかなとは思いますが、だからといって、ランドセルの人にもというとまたお金もかかることですので、その辺はまた財政と相談しながらということになると思います。

ただ、小学生が何をしょって学校に行かなくてはいけないかという決まりはございませんので、保護者の判断で、ランドセルよりランリュックのほうがいいよねということであれば、ランリュックを背負わせてもらっても一向に構わないかなとは思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） そうですね。ただ、やはり初めてランドセルじゃないものをしょって学校に行く子って、やっぱりすごくハードルが高いのかなというふうに思いますし、そこを町としてはランリュックというものがあるよということで、みんなで同じものをしていこうという負担なく、偏見がやはり、どうしても小学生のうちって出ちゃうところだなと思うんですけども、やっぱり何か、ランドセルじゃないやつ持っているよねというふうに言われることってあると思うので、そこは町として一律のものを配布してもいいのではないかなというふうにはちょっと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 先ほどの答弁の中でもお話ししましたが、秩父市の例を取ってみても、町でやはり一律にというのはまだ無理なことがあるかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） これはすごく、すぐ取り組むのは難しいところかなと思うので、先進の自治体等をよく研究していただければなと思いますし、実際にこれを導入するとなると、財政的なところで、上里町は町長のほうにもお聞きしたいんですけども、やはり小学生になる子どもたちに対して、入学祝いになるような部分にもなるのかなと思うんですよね。子どもたちに対して、町としてしてあげられることにもなるのかなと思うんですけども、このあたり、町

長としてはいかがお考えでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

これは、たしか石川県かなんかのどこかの町でしたね、報道でランリュックを。石川県か富山県か、北陸のほうの都市で、報道で取り上げていました。地域特性があるかどうか分かりませんが、リュックサック、ランリュック、要するに両手が空いて、通学路の安全にもなるということではいいかなと思っております。

町で補助ということはできるのか。また、今、教育長の答弁ありましたように、従来のランドセルという希望も多いと思いますので、この辺も、こういう地元の意向を受けて、何かできることがあれば検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） これも、様々な角度から検討していただけたらありがたいかなというふうに思います。

②番の通学路の旗振りについてなんですけれども、確かに保護者・学校・地域で子どもたちを見ていくというところはすごく分かるんですけれども、これがやはりどこかが、一方がつらくなってしまっただけではやっぱり成り立たないのかなというふうに思いますし、保護者の人たちが学校に全部ぶん投げるのもおかしいなというのもすごい思うんですね。

かといって、今、いろんな世帯がいる中で、朝、お母さんが出ていこうとしているのに、もうお父さんもないですし、小学校1年生の子が鍵を締めていかなければいけない、やはりそういうような場面というのも相当あるのではないかなというふうに思うと、昔でしたら家におじいちゃん、おばあちゃんがいるから、行ってらっしゃいというふうに言えたのかもしれないんですけれども、やはり今、そういう家庭状況というのが増えてきているのかなというふうに思う中で、保護者の方々が見られない、大変だという声があって、どうにかならないかなということなので。

そうなってくると、学校の先生たちに負担もかけにくい、保護者の方々ももう既に手いっぱいになっているという中で、やはり地域、町が何かしていかなければならないのではないかなというふうには思いますが、町として、何か新たにできるようなこと等ありましたら、ちょっとお答えいただければなと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

学校で保護者に依頼しているのは、年間通してということはないと思います。恐らく、各学期に1回程度、順番に当番で出て行くくらいなのかなと思います。

ふだんは、学校によって呼び方はいろいろあると思いますが、見守り隊であるとか、学校応援部というんですか、そういう方が朝晩の登下校に主な交差点に立っていて、子どもたちを安全に道を横断できるような指導してくださっているかなと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） そうですね。この先は多分PTAとの話にはなってしまうのかなとは思うので、町としてもできる限り子どもたちを見守って行って、地域全体でやはり子どもたちを育てていかなければならないのかなというふうには思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

③の四ツ谷金久保線の歩道の設置についてになります。

確かに上里町、今現在、すごくたくさんの道路の開発をしているところで、優先順位というのがあるとは思いますが、やはり事故があつてからでは遅いと思ひます。やはり、両脇が田んぼだったりする場所で、道路をすれ違ふのがすごく危なくて、田んぼの中に落ちそうだという話も聞きます。なので、何かあつてからではやはり遅いと思ひますので、早急に町として整備を進めていく方針を見せていくところが大事かなというふうには思ひますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の四ツ谷金久保線の歩道の設置についての再質問にお答え申し上げます。

先ほども答弁で申し上げましたように、四ツ谷金久保線の歩道設置の有効性については私自身も十分理解しておりまして、何とかしたいなということで、あそこを、現地も何回か行きました実際は、1期目のときに。

住民の方から、保護者からも要望がありましたので、何とかしたいというのは頭の中にあります。ただ、見通しとしましては、私の現状としますと、児玉工業団地アクセス道路が令和5年度中に開通の予定があります。であれば、あとは、先ほど言いました神流りバーサイドロード、それから昨年着手した藤木戸勝場線整備事業が、これは鋭意推進しているところであり

ます。これも、工業団地アクセス道路が、この辺が開通して、その次の事項として四ツ谷の交差点のところを含めた、この歩道の整備とかも含めて検討する必要があるかな。

また、ほかのところでも、ちょっと都市計画道路として上がっている道路もありますので、その辺も含めて一度整理して、この地域もこの道路についても優先順位づけしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時35分からとします。

午後2時25分休憩

午後2時35分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 皆さん、こんにちは。議長の許可をいただきましたので、議席番号7番猪岡壽でございますが、通告どおりの一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は2点でございます。

1点目は、移動スーパーについて、地元のスーパーなどと連携し、移動販売に取り組むことについてでございます。

2点目につきましては、区長と民生委員について、区長及び民生委員の成り手について質問させていただきます。

それでは、順次質問いたします。

質問1、移動スーパーについて、地元のスーパーなどと連携し、移動販売に取り組むことについて。

日常の買物に不自由している買物弱者を支援するため、地元のスーパーなどと連携し、移動販売に取り組む自治体が増えております。孤立しがちな独り暮らしの見守り支援の役割も期待されており、自宅で動けなくなった高齢者の救助にもつながるケースもあるという新聞記事が毎日新聞に載っておりました。

この件、買物弱者を支援することについては、令和元年6月より、町民の交通手段の利便性向上を目的とし、議会に公共交通等特別対策委員会を設置した中で、町民の食料等の買物手段について上里町議会が取り組み、執行機関に要望書として提出してあります。執行機関とは町

長でございますが、提出してございます。

その要望書とは、1、近くで買物ができるようにコンビニなどの生鮮食品の充実に関する施策の検討。2、各店舗に対して、買物後の荷物の運搬をするサービスの施策。3番目といたしまして、町内の医院・病院に往診サービスの実施に関する施策の検討の3点でありまして、今回の移動スーパーの検討については1番が当てはまると思いますが、町長の見解はいかがか、お聞きしたいと思います。

新聞記事によると、宮代町は2022年8月、移動スーパー運行でスーパーのカスミと協定を結んだ。東武ストアのとくし丸も2021年10月から運行しており、2台が宮代町を巡っております。

宮代町とカスミの協定は、買物支援と見守り支援が柱。宮代町は、販売所の調整などで支援する。カスミの移動スーパーは、宮代町町内36か所を週1回から週2回訪問するという事になっておるといふことでございます。

利用している独り暮らし79歳の女性は、「運転免許を返納したので、近くで買物ができるのは助かる」。別の販売所を訪れた77歳の女性は、「買物に自転車を利用していたが、転倒が怖くてやめた」と話している。

近隣の市町でも相次いで運行が始まっております。白岡市では2022年1月から、久喜市も3月までにカスミと協定を結び、運行を始める予定だとしております。

都市周辺部などでもバス路線の廃止や縮小、商店やスーパーの撤退、コロナ禍で買物支援が受けられないなどの理由から需要が拡大、県営住宅や市営団地への訪問も広がっております。

東武ストアのとくし丸は、個人宅も訪問している。そのため、利用者の異変を察知しやすい。県東部の市では、東武ストアの販売パートナーが自宅で動けなくなっている利用者を発見、見守り支援の仕組みに従って地域包括センターに連絡、救助につなげたケースもありました。

一方、拡大に伴って、同業者間の競争や生協の宅配などとの競争も生まれており、サービスの向上や付加価値を高める模索も始まっております。

「とくし丸」社の担当は、地域密着の展開を続ける中で、将来的には様々な困り事も解決できるようなサービスを提供していきたいと話している。

以上、移動スーパーの役割は、買物弱者の救助に貢献、また、孤立しがちな独り暮らし見守り支援の役割に貢献しているが、町長の見解についてお伺いしたいと思います。

質問2、区長と民生委員について、区長及び民生委員の成り手についてお伺いいたします。

区長の定員は、今期については92名でありまして、定員どおりであります。民生委員については、三田地区2名、古新田地区1名、西原地区1名、主任児童委員1名の5名が欠員でスタートしております。区長も定員を満たしておりますが、各行政区では成り手探しに苦労してい

るようでございます。

区長も民生委員もこれから高齢化が進み、超高齢社会となり、高齢者の見守り等ますます重要な役割を果たすこととなります。

そこで、地区の区長と民生委員は、地域の世話人となるべく人ですが、それが成り手が減っているということは、地域の組織が成り立たなくなるということでございます。かといって、後任者探しは大変です。なかなか思っている人から了解をいただけないのが現状でございます。

昨年も区長の交代の時期でございました。やはり、それには1期じゃなくて、2期やる成り手がなかなか探せなくて、2期やる人も増えてきております。そういった中で、本当に区長さん、それと民生委員の方、大変な思いをしているわけでございます。

それは、区長も同じことです。ただ、地区によっては、区長OBが後継者探しを全て行う地区もあるようでございます。したがって、そういう地区であれば、現任者は後継者探しの手間が省けて、その点楽になるということでございますが、全ての地区がそうであればよいのですが、それはごく一部の地区でございます。

これからは、地区の世話人である区長と民生委員の成り手を育てる仕組みづくりが大事となりますが、その仕組みづくりにつきまして、生涯学習課にお願いし研究していただけたら、よい地域づくりができ上がると思っておりますが、町長の見解はいかがか、お聞きしたいと思います。

このことにつきまして、なぜ生涯学習課にお願いするかということでございますが、区長は担当は総務課でございます。民生委員につきましては、町民福祉課が行っておりますので、生涯学習課にお願いするということはちょっと変わっているところもあると思うんですが、実は私が区長、民生委員になったときには、人権研修会という会に自動的に入会したわけです。今はちょっとコロナで中止になっているのかな。そういうこともございましたが、そのときには年に6回の講習会を受けておりました。それで、その講習会を全て終了すると人権サポーターとなりまして、生涯学習課の担当である人権を大切にする会に任意で入会している形になるわけでございます。

また、人権を大切にする会では、区長、民生委員のOBが多く、理解度もあるためよいアイデアが出てくると思っておりますので、生涯学習課にこの研究をお願いしたいというわけでございますので、御理解のほどお願いいたしまして、1回目の質問を終わりたいと思っております。町長の御回答よろしくお願いたします。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡壽議員の質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、移動スーパーについての①地元のスーパーなどと連携し、移動販売に取り組むことについてにつきましてお答え申し上げます。

令和2年度の国勢調査では、上里町で高齢者のいる一般世帯は5,142世帯、そのうち高齢者単身世帯は1,153世帯であり、その数は年々増加しております。また、町の高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画における推計では、今年、75歳以上の後期高齢者数が75歳未満の前期高齢者数を上回るとされています。

買物が困難になるかは、高齢者の健康状態や交通機関の利便性、スーパーまでの距離などの生活環境、家族構成などにより異なると思いますが、町における後期高齢者数や高齢者単身世帯の増加に伴い、健康上の理由や免許返納等により自分で買物することが困難となり、いわゆる買物弱者が増えてくると予測しています。

現在、地域包括支援センターや社会福祉協議会が買物についての相談を受けた際には、社会福祉協議会が実施する買物代行などの日常生活支援を行う高齢者等生活応援隊や総合事業・介護保険サービスの利用、民間企業の宅配サービス紹介など、御本人に合わせた情報提供やサービスへつなげる支援等を行っています。

議員御提案の移動スーパーは自宅の近くまで来るため、高齢者が商品を自分で手に取り選ぶ喜びがあります。また、買物支援とともに、高齢者の見守りにもつながると捉えています。

移動スーパーの職員による見守りに加え、販売場所へ出かけることは御近所の皆さんと定期的に顔を合わせる機会となり、地域の方による見守り、さらには御近所さんのコミュニケーションを取る場となり、地域のつながりが深まります。また、移動スーパーのところまで出かける外出機会の創出から介護予防の効果もあり、高齢者が住み慣れた地域で生き生きとした生活を続けられることへ結びついてくると考えております。

これらのことから、町では移動スーパーが買物弱者への支援として有効な方法と捉えております。しかしながら、移動スーパーは民間企業等の協力が不可欠なところであり、利益を上げ、継続した事業運営が必要となるため、移動スーパーを実施している他市町の状況や課題等を調査研究し、買物弱者への支援について前向きに検討してまいりたいと思います。

次に、2、区長及び民生委員についての①区長及び民生委員の成り手についてお答え申し上げます。

まず、区長についてですが、まさに地域コミュニティーづくりの中心となって様々な活動、また、町とのパイプ役として御尽力をいただいております。この場をお借りいたしまして、感謝申し上げます次第でございます。

地域コミュニティーの形成には、そこで生活している人と人とのつながりを強固なものにすることが大切であり、そのためにも各行政区の区長はなくてはならない存在であると認識して

おります。

現在、区長定数については定員を満たしておりますが、昨今の高齢化など社会経済の変化から、成り手探しに苦慮している状況であります。成り手の探し方は地区によって様々ですが、区長OBが中心となって御縁をつなぐ方法もあるようでございます。

区長会総会などでも課題として取り上げられ、業務の効率化や運営方法の改善などが度々議論されており、今年度は研修の場において、改善策を積極的に調査研究していく予定と聞いております。

次に、民生委員の現状でございますが、昨今の社会は少子高齢化に加え、生活環境や価値観の変化により、地域のつながりは希薄化し、住民の生活課題は複雑化しております。

地域における支え合いの仕組みづくりが重要となる中、住民の身近な存在である民生委員への期待が高まる一方、生活環境や働き方の変化により、3年に一度の一斉改選を迎えるごとに、民生委員の成り手不足が全国的な課題となっております。

民生委員の担い手確保は重要な問題でありますので、令和元年度の一斉改選後から、民生委員確保のためには事業内容を見直すことが必要であると考え、民生委員児童委員協議会とともに、地域の実情に応じた役割と活動内容を整理し、民生委員活動の負担軽減を図ってまいりました。

また、候補者の選定につきましては、各種団体から選出させていただきました民生委員推薦会委員の皆様にご尽力をいただいておりますが、回を追うごとに難航されている状況にあります。

この現状を踏まえ、民生委員児童委員協議会におきましても考えていくべき課題として捉え、地域で活動されている現職民生委員からも候補者の情報提供に御協力いただき、民生委員推薦会と情報共有されたと伺っておりますが、令和4年度の民生委員一斉改選の結果としましては、5名の欠員が生じているところでございます。

区長や民生委員に限らず、多くの団体で同じように成り手の不足が生じている状況であり、今後、成り手不足はますます深刻化することが想定されます。

団体内の限られた範囲ではなく、生涯学習課を含む各課で所管する各種団体へ働きかけることで、より人材の発掘を柔軟に行うことが可能となると考えております。

今後につきましては、区長や民生委員等の成り手不足の解消に、町全体を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 幾つか再質問させていただきます。

まず、移動スーパーの件についてなんですが、令和元年6月より設置した公共交通対策等特別委員会では、現在の「こむぎっち号」についてのアンケートを取っております。その中で、やはり一番大きいのは、免許証返納後の公共交通手段への関心の高いことがうかがえました。

そこで、一番肝腎な食料品の買物、これについては、やはり一般の買物よりも食料品の買物については頻繁に行われることと思われまして、一番町民にとって身近なことかなと思われま

す。

そういう中で、今回、移動スーパーはどうだろうかということで質問させていただきました。

それで、また高齢者、後期高齢者、22年生まれから始まるわけでございます。私も今年、23年生まれでございまして、75歳になりました。そういったことで、後期高齢者ということで免許証書換えの時期になってきておりまして、ただ、今すぐ免許証を返納するということにつきましてはまだ、やっぱり上里町ではなかなか免許証返納というのは難しいかなと思われま

す。そこで、私もまだ健康でございまして、運転免許証をこの間更新してまいりました。ただ、そういう中で、やはり75歳以上の人になってきますと、なかなか運転も大変なこととなりますので、やはり買物、特に食料品の買物については、近くで買物ができれば一番いいということになると私は思いますので、その点につきまして、買物が近くでできることを是非とも町長にお願いしたいと思いますが、その点、ひとつ返答のほう、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員の再質問にお答え申し上げます。

猪岡議員から移動販売についてのお尋ねでございますが、将来的に高齢者人口や高齢者単身世帯の増加から買物弱者が増えてくると予測されるため、民間事業者との連携を含め、前向きに調査研究してまいりたいと考えております。

また、ちなみに町内で、民間2社が町内の神保原地区、七本木地区の一部の個人宅を、民間1社が大御堂地区の障害施設に回っていることを把握しておりますので、そういったところも研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 免許証返納ということになりますと、先ほども私が申し上げていましたように、免許証を返納して、免許がなくなりますとかなり不便な状態になるわけで、なかなか免許証を返納しようと思ってもまずできないということもございまして。ただ、私も今年で75

歳になりまして、免許証の書換えになったんですけれども、3年に1回、免許証を書き換えしなければなりません。それには、認知症の検査ですとか実地検査を受けないと免許が更新できないということになりますと、今後ますます免許証返納者が増えてくるのではないかなということが予想されるわけでございます。

それで、今、私が先ほど質問した宮代町ですとか久喜市、こういったところが何回か移動スーパーを行って、週に1回か2回やっているということも新聞に出ておりますので、こういったところを参考にして、いろいろと町でも取り組むような形でやっていただければありがたいなと思います。

それには、やはり上里町にそれが合っているかどうかということもございますので、その点、ひとつ宮代町、久喜市、白岡市などに現地調査していただきまして、上里町がよい方向で進めるようお願いしたいと思うんですが、よろしく、それにつきまして検討していただけるかどうかお聞きいたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員の再質問にお答え申し上げます。

移動スーパーについて、宮代とか県東部ですか、その地域のということではありますが、まず児玉郡市、美里町、神川、3町ですね、本庄市も含めて。一部もう、とくし丸さんとやっているところもありますので、まずそこの地元の美里、神川と、どんなことやっているのか含めて調査して、場合によっては3町で協力できる部分があるかどうか、そういった地域のエリア分けしているような話も伺っていますので、また組む、とくし丸さんの場合にはベルクとか、上里のとりせんじゃないんですけれども、とりせんと連携しているとかという、美里の町長もおっしゃっていましたので、そういった実態をちょっと調査して、やれるところがあるかどうか、可能性を含めて前向きに検討させていただきますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 町長から先ほど、児玉郡市内でもそういうことをやっている、身近なところでやっているということでございますので、その点、是非調べていただきまして、町に合ういいスーパーというのは移動スーパーと提携できていただければ、非常にありがたいなと思います。

それで、今、上里町もスーパーがいろいろいっぱいあるわけですがけれども、いつ、こういったところを、今、人口も減っています。そういったところで、スーパーの撤退ということも長

い将来のうちでは考えていかなきゃならないということもございまして、是非とも、この移動スーパーというのが私は将来的に大事になると思いますが、町長のお考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員の再質問にお答え申し上げます。

高齢化というのは避けて通れない現状かと思えます。そういった中で、生活者に密着した住民サービス、また買物弱者を減らすということも含めて、最善の努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 続きまして、区長と民生委員の成り手についてお聞きしたいと思えます。

この件につきましては、先ほども申し上げましたけれども、区長、民生委員の交代時期になると、区長さんも民生委員さんももう大変な状態でございます、あの人は駄目だ、この人は駄目だということで、非常に苦勞している状態でございます。それには、区長さんになっても、やっぱり地区の世話人ということもありまして、いろんなことを区長さん、民生委員さん、地区でやられているわけでございます。下校パトロールから何から何まで、いっぱいやって、大変なことになっているということでございます。

それで、今回、町民体育祭ですか、これにつきまして中止になったというか、そういう話も聞いております。これも、区長になりますと、一大イベントとしてやっているわけです。選手探しから終わった後の慰労会まで、全部区長さんが面倒見てやっているわけなんですけれども、そういったことについて、体育祭がなくなるということは、ちょっと地区のまとまりですね。これをやるには、やっぱりそういう、みんなで楽しんで、一生懸命地区で応援するということがあって、まとまりがあって非常にいいことじゃないかなと思うんですよ。そういうことがなくなってくるような感じを聞いていますと、その件につきまして、何か代わったこと等を町で考えていらっしゃるのであればお聞きしたいと思うんですが、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員の区長及び民生委員の成り手についての再質問にお答え申し

上げます。

先ほど猪岡議員から、体育祭は中止になったということをお聞きしているということですが、中止ではなくて、現状は今、体育祭の形をフェスティバル的な方向で調整しています。特に中止ということではないので、御理解いただきたいと思っております。

区長及び民生委員の成り手につきまして、区長のOBさん方からもいろいろ力を貸してもらって、新しい選任やっていたいただいているところもございますようなので、そういったところでの先行事例、そういったところも含めて少し検討させていただいて、区長さん、また民生委員さんの後継者といたしますか成り手を、町としてもしっかり受け止めて、改善につなげていきたいと思っております。もし猪岡議員のほうからも、これがいいんじゃないかという、具体的な提案がありましたらお知らせいただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 区長さん、それと民生委員さん、毎回大変な仕事をしているわけでございます。そういった中で、成り手を探すのも区長さん、民生委員さんが探さなきゃならないという地区もあります。そういったことにつきましては、やはり町としても、担当は総務課なり町民福祉課になってくるわけですけども、生涯学習課ともうまく連携して成り手探しを、区長さんや民生委員さんが自分自身で手を染めないで、ほかのそういった人がやってくれば非常にありがたいと思いますが、その点につきまして、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員の再質問にお答え申し上げます。

民生委員とかそういった形の中で、議員から生涯学習課という、課についての御提案ありましたが、御質問のとおり、生涯学習活動として地域活動を学ぶ、地域のことを知る意味で意義深いものと考えております。

今後、各種イベントや公民館での講座等を扱っていくわけでありますので、そういった意味で、特定課ということじゃなくて、総務課、それから町民福祉も含めて、生涯学習を含めて検討させていただきますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） それでは、さきに町長が申されたように、やはり区長、それから民生委員の成り手がスムーズにいくような形で町としてもやってもらえたらありがたいと思いますので、その点につきましてもう一度、ちょっと町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 区長さん、それから民生委員さんの皆さんに、本当に地元の町民のサービスを含めて、日頃から御尽力いただいていることに対しまして、改めて感謝を申し上げさせていただきます。

こういった課題は町としてもしっかりと重く受け止めて、全庁的にこれは取り組む大きな課題だと思っておりますので、こういった議員の御指摘、そういったところを重く受け止めて、しっかりとやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） もっともっと質問したいんですが、ちょっと体調が悪くなっちゃいまして、これで終わりにしたいと思いますので、今後とも、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時25分からとします。

午後3時10分休憩

午後3時25分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番新井實議員。

〔11番 新井 實君発言〕

○11番（新井 實君） 皆さん、こんにちは。議席番号11番の新井實でございます。通告順に従いまして、ただいまから一般質問させていただきます。

今回の一般質問は、大きな項目で5つの質問がございます。(1)小・中学校の体育館に空調を導入することについて、(2)災害対策について、(3)異次元の少子化対策について、(4)小学生の放課後を充実させる施策について、(5)教育と人工知能(AI)の活用方法について。

それでは、項目順に従いまして、(1)から質問させていただきます。

(1)小・中学校の体育館に空調を導入することについて、①上里町立全小・中学校7校の体

育館に空調設備を導入することについて。

今年4月に入って暑い日が続き、13、14、15、16日あたりは温度は25.6度から、最高温度は熊谷市などでは30.8度と真夏並みの暑さとなって、我々高齢者、特に外で仕事をする事など、熱中症を考えますと外にすら出られませんでした。毎年、世界中で温暖化が進んでいることを自分の肌で感じております。

今年の7、8月は、毎日が日中36度ないしは38度ぐらひは当たり前で、時には40度を超える日があるかもしれません。

川越市は4月9日、2023年度の当初予算を発表いたしました。一般会計の総額は前年度当初比で3.7%増の1,210億円で、過去最大でありました。今後、3年間で市立の小・中学校全54校の体育館に空調設備を入れるなど、子育て支援や教育環境の充実を図るとのことです。

新規事業となる体育館の空調整備には、2023年度は計18校を対象に6億2,360万円を計上するとのことでありました。1校当たりの平均で約3,464万4,000円がらみになると思います。2025年度までに全校に配備する。自然災害時には体育館が避難所になるため、停電時にもプロパンガスで稼働できる機器を設置するとのことでありました。

上里町でも夏の熱中症などの健康被害から児童・生徒の体を守ることをはじめ、自然災害等には川越市同様、各小・中学校の体育館はほとんど避難場所に指定されることはまず間違いなく、停電時にでも冷暖房が使用できるプロパンガスで稼働できる空調機器の設置を、三、四年の年次計画を立てて、何としても、毎年毎年暑くなる一方ですので、早急に導入していただきたいと思いますが、山下町長の見解をお伺いいたします。

(2)災害対策について、①災害時の災害状況把握にドローンの活用をすることについて。

行田市は4月9日、2023年度当初予算を発表いたしました。一般会計の総額は前年度比2.8%増の271億円で、過去最大となりました。新規事業として、災害時に被害状況などをドローンで撮影して、市役所や市内の消防署や関係機関などに中継できるシステムを560万円で整備するとのことでありました。また、防災行政無線の更新に2,800万円を計上し、放送と同時にSNSでも市民への情報発信を行える機器を導入するということでもあります。

上里町でも、西は神流川、北は烏川、利根川に囲まれており、いつ、台風や豪雨により大水害が起きるか分かりませんので、いざ災害の備えとして、災害時に被害状況などをドローンで撮影して、町役場や消防署及び関係機関などに中継して、緊急的な安全対策の指針にできることは極めて重要な施策であり、また、防災行政無線の更新により、放送と同時にSNSでも町民への情報発信を行える機器を導入し、町民の命を守ることが第一であり、行田市で導入しようとしている災害時におけるドローンの活用並びにSNSで町民に情報発信できる機器の導入をお願いしたいと思います。山下町長のお考えをお聞かせください。

(3)少子化対策について、①少子化という難題の克服に向けて、政策のメニューを見極め、若者への支援を拡充することについて。

少子化という難題の克服に向けて、政策のメニューは出そろいました。政府は様々な施策の効果を見極め、若者への支援を拡充せねばならないと思います。政府は、最重要課題に掲げる少子化対策のたたき台を発表しました。内容をさらに精査し、6月に決定する経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）に全体像を盛り込む方針であるとのことでもあります。

しかし、厚生労働省が6月2日に、2022年の人口動態統計を公表いたしました。日本人の出生数は77万人で、1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計出生率は1.26となりました。いずれも過去最低であります。

出生数は、100万人だった2015年から、7年間で2割も減少しております。若年人口は今後も減っていく見通しであります。手をこまねいていたら人口減が深刻化し、国力は衰退してしまい、国を挙げて早急に効果的な政策を進めなければなりません。

ここに来て政府は、様々な対策の予算として年3兆円台半ばを確保する方針というようであります。当面はつなぎ国債で財源を手当てし、徹底的な歳出削減を行うとしています。税や社会保険料の負担増を求めずに、3兆円強の巨費を捻出できるのか。歳出を削減するには、社会保障の給付を削らなければならないはずであります。素案は大変私にしては疑問であります。

子どもを持つことを難しくしている少子化は、労働力の減少を招き、国力の低下を招きかねません。社会の構造的な問題までに踏み込んで、対策を着実に実行する必要があると思います。

たたき台は、これから六、七年が少子化傾向を反転できるかのラストチャンスと位置づけました。2030年代に入りますと、出産期を迎える女性が急速に減少するため、2024年から3か年で集中的に対策に取り組むと強調しております。

特に重視したのは、子育て世帯への経済的支援の強化であります。具体的には、児童手当について、親の所得制限を撤廃し、全ての子どもに支給する方針を掲げました。現在の中学生から高校生までに対象を拡大することや、多子世帯への増額を検討するといいますが、上里町では、やがて国が決定し、補助金がある程度出ると思いますので、逆に、あえて国が決める前に一日も早く、特に児童手当について、親の所得制限を撤廃し、全ての子どもに支給するために、現在の中学生から高校生までに対象を拡大することや、多子世帯への増額を早急に検討し、決定していただき、支給していただきたいと思うところですが、山下町長の見解をお伺いいたします。

このほか、出産費用を公的医療保険の適用対象とすることや学校給食費の無償化についても国に先行し、検討、決定し、支給して、子育て世帯への経済的支援の強化を図るべきと思うところではありますが、山下町長のお考えをお聞かせください。

少子化の最大の要因は、未婚率の上昇であります。背景には、経済的な不安があります。正規雇用を増やすための支援や賃上げで若者の暮らしを安定させることや、男性の育児休業取得率を2030年までに85%に引き上げようとする目標を政府は掲げていますが、町としてもこのような政策に沿って、夫婦が共に子育てできる環境を早く整えることが大変大事だと考えるところではありますが、今後の少子化という難題の克服に向けて、政策のメニューを見極め、若者への支援を拡充することについての町はどのような施策を考えているのか、山下町長の見解をお伺いいたします。

(4)小学生の放課後を充実させる施策について、①小学生の放課後の居場所づくりをめぐる新しい計画、「アフタースクール」の設置と導入について。

小学生の放課後の充実が、教育政策の大きなテーマに浮上しています。学童保育の不足が深刻なことに加え、保護者が働いているかどうかに関係なく、全ての児童に放課後の居場所や活動の場を提供する必要が大変高まっております。

千葉市教育委員会は3月、小学生の放課後の居場所づくりをめぐる新しい計画を発表いたしました。希望する児童全員が学びや体験活動に参加できるアフタースクールを、全107小学校の9割に当たる98校に設置するという意欲的な内容であります。2030年までの実現を目指すとのことであります。

市は、2017年度からアフタースクールの導入を進めてきましたが、実績は2022年度で24校、児童数が多い学校もある中、活動スペースの確保が課題だったようであります。そこで、市は空き教室の利用を前提とした従来の方針を転換、図書室などの特別教室や多目的室も使うことにしたところ、大幅に増やせるめどが立ちました。残る39校は、新しい条件の下でも導入が厳しく、別の施策で体験や活動の機会を確保するとのことであります。

アフタースクールは毎日開催、保護者が働いている家庭の児童が対象の学童保育と違い、誰でも参加できます。友達と遊ぶ、宿題をする、のんびりするなど思い思いの過ごし方ができ、週一、二回の頻度で学習や体験活動のプログラムを実施するとのことであります。

運営には、市の委託を受けた民間業者が担うようであります。導入第1号となった市立稲浜小学校の平川紀子校長は、アフタースクールについて、「子どもに学年を超えた縦の交流が生まれる。学級ではリーダーでない子どもが指導役を務める様子も見られ、成長の場になっている」と語っております。

他方、留意点としまして、「同じ校内の活動であり、何かあれば学校教育へも影響する。運営団体と学校は、子どもの様子などについて密に連絡を取ることが大事だ」と指摘しております。

放課後の居場所に関する国の政策は、4月に厚生労働省からこども家庭庁に移管された学童

保育（放課後児童クラブ）と文部科学省が所管する放課後子供教室の2つが並行してきました。

学童保育は、共働き家庭の子どもなどに家庭に代わる居場所を提供する福祉の一環、一方、子供教室は、地域の人々が中心になって、子どもが参加できる体験活動や学びの場をつくるのが主眼で、2000年代に始まりした。

政府は、2つの場の一体運営を後押しするが、縦割り行政の壁もあって、進捗状況が遅いとのことでもあります。2022年で全国に2万6,000か所余りある学童保育のうち、小学校内で一体運営しているのは5,869か所にとどまり、政府目標の1万か所以上を大きく下回っております。アフタースクールは2つの場を一体化する試みであります。

千葉市以外では、兵庫県南あわじ市も開設を進めており、2023年度中に15ある小学校区のうち9校区で一体化を終えております。将来は、全区に広げる方針のようでもあります。横浜市や東京都品川区は、既に放課後の場の一体化と全校設置を実現しております。追随する動きが広がっているのはなぜか。

1つは、学童保育の不足です。整備は進んでいますが、2022年でなお1万5,180人の待機児童がおります。子どもが小学校に上がると預け先がなくなり、保護者が就労を断念する「小1の壁」と呼ばれる問題が非常に深刻化しております。

子ども全体を取り巻く環境の変化もあります。昭和期と異なり、現代では地域の中で子どもたちが安全・安心に遊べる場所は少なく、施策により確保・提供する必要性が高まっております。子どもから見れば、保護者が働いているかどうかで放課後を過ごす場が分断されてしまうのは不合理でもあります。放課後の場は一体化した上で、充実を図ることが望ましいのではないのでしょうか。

それらを進める上で、鍵になるのは学校施設の活用ですが、現状の中では、外部の団体が校舎を使うことに学校側が二の足を踏むケースも少なくないので、早急に改善する必要があります。放課後の充実を図り、アフタースクールの普及促進を、上里町でも早急に年次計画を立案し、各小学校区に必ず1か所、各学校の空き教室や特別教室を使用して設置していただきたいと思いますが、山下町長、齊藤教育長の見解をお伺いたします。

また、放課後活動の場の充実、教育格差の縮小にも寄与しそうだとのことでもあります。学力や進路をめぐる子どもたちの格差は、通塾や習い事の有無など、放課後や休日の過ごし方の違いから生じている面が大きいとのことでもあります。千葉市教育委員会のアフタースクール担当者は、「体験格差の解消につなげたい」と話しております。

上里町でも今後、アフタースクールを設立して運営する中で、放課後格差の解消を実効性ある形で推進していただきたいと思うところではありますが、齊藤教育長及び山下町長のアフタースクールの設立と運営に対する考え方をお聞かせください。

放課後の充実を図るポイントは、一体何でしょうか。学童保育の量的整備は急務ではありますが、質も重要なことではないでしょうか。小学生が行きたい、自分らしくあれると思える居場所をつくり、選べるようにする必要があるのでないでしょうか。

放課後と長期休みを合わせると学校にいる時間以上に長く、それを教育・成長の場として据えたいと思います。放課後の活動は、自己決定やコミュニケーションの力を伸ばし、学力面以外の長所を発揮することで自己肯定感が高められると私は思います。子どものウェルビーイング（心身の幸福）の実現にも貢献できます。

子どもの根源的なニーズは、友達と遊ぶことにあります。保護者の就労状況で放課後の場を分けるのは、子どもの願いに反すると私は思いますが、齊藤教育長、山下町長はこの問題をどうお考えになるのか、お二人にその真意をお聞かせ願いたいと思います。

学校は、最も多くの子どもをカバーできる活動場所であり、追加的賃料もかかりません。全国にある学校の施設は、少子化対策、子育て支援施策の目玉であり、社会的資源として使い切るべきだと私は感じるところでありますが、齊藤教育長、山下町長は学校の施設の活用の在り方及び社会的資源としての使い方をどのような位置づけにしているのか、お二人にそのお考えをお聞かせください。

(5)教育と人工知能（A I）の活用について、①人工知能（A I）を教育現場で活用する場合のガイドラインの作成と運用について。

高い能力を持つ人工知能（A I）の登場に、教育現場が揺れているとのことであります。人間の思考を代替させるような使い方は、極めて問題が大きい。ルールづくりを急がねばならないと思います。

アメリカの新興企業（ベンチャー企業）が開発した対話型A I「C h a t G P T」は、文章中の単語同士の関係性を学習させたことで、精度の高い文章をつくり出すことが可能になりました。昨年11月の公開以来、利用者は急速に増えて、既に世界で1億人を超えたとされております。これを使えば、レポートも瞬時に作成できます。

現段階では、生成した文章に著作権侵害やうそが交じったり、質問の内容から個人情報や機密情報が漏れたりするリスクがあるようであります。

だが、米スタンフォード大学の学生新聞が実施した調査では、学生の17%が「試験や宿題にC h a t G P Tを使ったことがある」と回答したとっております。日本も同じような状況に違いなく、教育の危機が叫ばれるのも当然であります。

学生のレポート作成について、東京大学や上智大学などはA Iの利用を制限したり、禁じたりする対策に乗り出しました。入学式で学生に注意した大学もあるとのことであります。

小中高校では2020年度以降、思考力や表現力の育成を重視した学習指導要領が始まっており

ます。その一方で、人工知能（A I）を子どもたちが自由に使うようになれば、作文指導などは成り立たなくなります。

文部科学省は今後、教育現場向けのガイドライン（指針）を作成し、留意点などを示すと言っております。教育の目的や意義に関わる重大な問題であります。実効性のある指針づくりを急いでもらいたいものであります。

学生らがA Iに文章を書かせた場合、教員がそれを見抜くのは難しいとされているとのこと。インターネット上には、「企業に提出する自己PRをA Iに書かせた」といった書き込みも登場し始めております。「大学の試験や企業の採用活動の際には、会場に学生を集め、手書きや口述を用いるなどの対策を検討する必要があるようだ」との声も聞いております。

技術が進歩すること自体は大変望ましいと思います。使い方次第で新しい価値の創造につながる面もあります。しかし、一方で、十分な議論・討論もせず、活用に前のめりになることは適切だとは言い難いものであります。判断や表現には思考は欠かせません。それが面倒だからと、人間本来の考えるという営みをA Iに任せるようでは、教育も学校も何のためにあるのか分からなくなってしまいます。

上里町でも、文部科学省の教育現場向けガイドライン（指針）が届きましたら、いち早くそれに基づく実効性のある教育を実施していただきたいと思いますが、齊藤教育長に、教育とA Iの共存できる教育現場の今後の在り方に対する見解をお伺いいたします。

「人間は考える葦である」というパスカルの言葉のとおり、考えることにこそ人間の尊厳があるわけですから、私が齊藤教育長にお願いしたいことは、学校教育においては人間は考える葦であることを真っ先に実践していただきたいと思いますが、齊藤教育長のお考えをお聞かせください。

今回の教育と人工知能（A I）の活用方法については、デジタル教科書の本格的な普及を見据えた中で、利点や課題を検証するよい機会にもなると思います。この機会にデジタル化への改善点を集約し、現場の指導方法や各大学の教員養成課程の充実に生かすことが大切ではないでしょうか。

板書中心の授業だけでなく、それぞれの子どもの学習進度に合わせ、デジタル教科書は主体的な学びを支援する方向でうまく活用してほしいとは思いますが、今後の学びに最適なデジタル化についてのお考えを齊藤教育長にお伺いいたします。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（黛 浩之君） 11番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず1、小・中学校の体育館に空調を導入することについての①上里町立全小・中学校7校の体育館に空調設備を導入することについてでございます。

議員御指摘のとおり、近年、地球温暖化の影響によると考えられる異常気象により、夏の気温上昇が厳しくなる中、運動を行う体育館は特に熱中症発生リスクの高い場所だと思います。また、体育館は災害時の避難所に指定されており、避難所として使用する場合は長時間、あるいは数日間にわたります。

議員御提案のプロパンガスを活用した方式の空調設備は、災害時も安定して空調運転することができるようでございます。エアコンは、暑い時期に体育館を使用する際の熱中症予防策に加え、避難所運営時にも大変有効であると思います。

一方で、小・中学校7校の体育館に整備する際の費用、その後のランニングコストなど、将来にわたっての財政負担も大きいものとなりますので、町の財政状況や他の事業との優先度を勘案しながら、慎重に判断していく必要があると考えております。

また、校舎棟などの老朽化も課題となっておりますので、まずは計画改修工事を優先させ、安全・安心な教育環境の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、2、災害対策についての①災害時の災害状況把握にドローンの活用をすることについてお答え申し上げます。

近年では様々な分野にドローンの活用の幅が広がっており、農業や測量、物流等のほか、災害対策の分野においても活用されています。他の航空機に比べて小型で小回りがよいため、迅速に被害状況の把握を行うことが可能となり、ドローンに搭載したカメラで記録した写真や動画は、発災後の対策の検討に当たり、重要な資料となっています。

過去の災害事例では、平成28年熊本地震や令和元年東日本台風でも活用されており、被害状況の把握や行方不明者の捜索等にも活用されています。ドローンは、迅速な被害状況把握に適している一方で、雨天や強風等、天候による影響を受けやすく、飛行できる条件が限られてしまうため、災害時の活用には幾つかの課題も挙げられています。

また、町ではドローンを所有しておらず、操縦資格を持つ職員もいないのが現状です。機体の購入及び維持管理に関わる費用や操縦の訓練等を含めた人材の育成及び確保等を考慮すると、現時点では災害時の被害状況把握にドローンを活用することにつきまして、民間事業者へ委託することを想定しています。

なお、現在、既に広報等で使用する写真や動画の空撮業務を民間事業者へ委託し、活用しているところであります。

今後は、災害対策に万全を期すため、平常時の活用と併せて災害時の被害状況把握にドローンのさらなる活用を検討し、関係機関との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

防災行政無線の放送と同時に、SNSで情報発信することにつきましては、広報塔からの放送を補填する手段として電話応答サービスを導入するなど、情報伝達手段の多重化を図るため、様々なシステムの調査研究を続けてまいりました。

今年1月には、防災行政無線の放送と同じ内容を電話とSNS等で一斉に配信するシステムを試験的に導入し、区長や民生委員・児童委員、防災会議委員等約30名に実際に御利用いただき、使用感を確認させていただきました。試験期間終了後に行ったアンケートでは、「風雨に関係なく聞き取れたので非常によかった」「外出先でも音声で確認できてよい」など、多くの方から好評をいただいております。

今後は、議員御提案の行田市で導入するシステムを含め、他のシステムとの比較なども行い、町に合った有効なシステムの導入について、費用対効果も見極めながら、導入に向け検討を進めてまいりたいと思います。

次に、3、異次元の少子化対策についての①少子化という難題の克服に向けて政策のメニューを見極め、若者の支援を拡充することについてお答え申し上げます。

急速に進む少子化、出生数の減少は、国の最重要課題の一つであり、政府は異次元の少子化対策を掲げて取り組むことを発表しています。この少子化対策の主な柱は、「児童手当などの経済的支援の強化」「学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援拡充」「働き方改革の推進」の3つとされています。このうち、児童手当など経済的な支援の強化については、児童手当の金額を増やす案や支給対象年齢を広げる案などが出ており、また、現在設けられている所得制限を見直す議論も行われております。

新井議員御質問の、上里町において国が実施する前に児童手当などの経済的支援の強化を図ってはどうかということについては、政府は少子化対策の基本方針を6月中旬頃に取りまとめるとしており、詳細については現在のところ明らかになっておりません。そのため、期間や経費についても見通せない状況にあります。限られた町の財源をより有効に活用するためには、国の政策とのバランスをしっかりと見極める必要がございます。引き続き、国の経済的支援施策に合わせ、町の財政状況を踏まえた上で、町民のニーズに応えられるような施策を実施していきたいと考えております。

出産費用を公的医療保険適用対象とすることについては、現在、国で議論が始まっていると認識しております。町といたしましても、その動向を注視してまいります。

学校給食費の無償化につきましては、これまで、本格的な完全無償化の実施は見送らせていただきたいとお答えさせていただきました。一方で、町独自支援策として実施した学校給食費

臨時補助金のような臨時的な生活支援につきましては、緊急事態が発生した場合など、必要に応じて実施したいと考えております。

国に先行した無償化の実施とのごことでございますが、国や社会情勢の動向を見極め、町の財政状況を踏まえた上で、柔軟な発想により、幅広い視点で子育て世帯への生活支援を御提供できるような研究するとともに、特に学校給食費の無償化につきましては、機が熟した際には速やかに実施してまいります。

また、子育て支援の拡充についてですが、政府の政策に加え、全国の自治体においてもそれぞれ独自の少子化に関する施策を実施しています。

上里町においては、子育てに関わる「こむぎっち10のサポート」の中で、従来の支援策に加えた令和5年度の新たな施策として、出産祝い金の第3子以降への増額、出産祝い品については第2子、第3子の場合も選びやすいよう種類を増やしております。また、男性の育児参画の推進のための新しい取組や、中高生向けのイベントの開催を企画しております。

今後、広報6月号に掲載しております子育て支援ロードマップにより、妊娠期から思春期までの上里町の子育て支援トータルプランを広く町民に周知するとともに、より効果的な子育て支援策を推進してまいります。

続きまして、4、小学校の放課後を充実する施策についての①小学校の放課後の居場所づくりをめぐる新しい計画、「アフタースクール」の設置と導入についてお答え申し上げます。

既に閣議決定しております「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、今後のこども政策の基本理念として、全ての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動、外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるようにすることが掲げられました。

この理念を掲げ、子どもの居場所づくりのさらなる創意工夫や、子どもの可能性を引き出す取組を検討していくことが求められております。現在、上里町における子どもの居場所としては、民間及び公立が運営する各小学校区単位に設置する放課後児童クラブや児童館、また生涯学習課が運営する放課後子供教室が主な場所となっており、今後はこの両事業の連携または一体的実施を促進するなどの取組が必要となります。

一方で、上里町公共施設再配置・維持保全計画に基づき、長幡小学校の余裕教室を活用し、民間活力の導入として委託した長幡小学校放課後児童クラブが令和4年度より開始しております。また、七本木小学校においても、民間委託による七本木小学校放課後児童クラブが令和6年度より開始予定となっており、現在、その準備を進めているところであります。

公共施設再配置・維持保全計画に基づき、小学校への移転を進める中で、その移転場所の確

保につきましては、各小学校の御理解と現在の状況だけでなく、将来的な状況を見据えての調整も行い、移転に向けた場所の創出と提供をお願いしてきております。

また、放課後児童健全育成事業を実施するに当たり、条例等で設備及び運営基準等が定められているために、一体的な実施につきましては十分な検討と準備が必要となっております。

議員より例示されました千葉市等の実施方法等を確認したところでは、受け入れる小学校等の協力が大きなポイントとなっており、その運営においても子育て共生課、生涯学習課、各小学校や教育指導課との協議、連携が不可欠となり、重要となります。

なお、それまでの間は、放課後子供教室と連携した事業を積極的に行い、あわせて公民館等と複合化された児童館においても、全ての子どもたちが安心・安全に楽しんで利用できる居場所づくりを進めていきたいと考えております。

昭和6年度の七本木小学校の移転以降、賀美小学校、神保原小学校と順次進める予定となっておりますが、その過程において実施体制等が整った場合には、全ての子どもたちの居場所「アフタースクール」について調査研究を進めてまいります。

なお、後ほど教育長から、これについて及び5の教育と人工知能（AI）の活用方法について答弁いたします。

以上でございます。

失礼しました。先ほどの答弁の令和6年度の七本木小学校というのを「昭和」と言ったということで、大変申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 新井實議員の御質問にお答え申し上げます。

4、小学生の放課後を充実させる施策についての①小学生の放課後の居場所づくりをめぐる新しい計画、「アフタースクール」の設置と導入についてお答え申し上げます。

生涯学習課では、子どもたちが放課後に地域の方々の参画、支援を受け、様々な体験ができる上里町放課後子供教室を町内全ての小学校児童を対象に開催しており、体験プログラムの一つとして「のびっ子教室」を実施しております。

のびっ子教室は、学校の余裕教室を利用し、週2回、学習や読書、工作などの創作活動や体育館でのスポーツ・遊びを行っており、千葉市のアフタースクールで実施されている週2回程度の体験プログラムと同様の事業となっております。

また、子育て共生課で実施している放課後児童クラブと共同で体験教室も実施しており、ア

フタースクールで見られる放課後児童クラブとの連携も実施しています。

議員より例示されましたアフタースクールの設置と導入につきましては、町長答弁でもありましたとおり、受け入れる小学校等の協力が大きなポイントとなっているほか、運営における子育て共生課や教育指導課との協議、連携が重要であると考えております。

今後につきましては、児童が安心して放課後を過ごせるよう、放課後子供教室の充実と放課後児童クラブとの連携強化を推進してまいります。

次に、5、教育と人工知能（A I）の活用について、①A Iを教育現場で活用する場合のガイドラインの作成と運用についてでございます。

近年、人工知能など科学技術が加速度的に発展してきています。デジタル技術を学校現場に取り入れる流れは今後も大きくなり、活用方法が取り沙汰されておりますが、デメリットも考えられます。

C h a t G P Tに代表される生成A Iには、子どもたちの思考力や創造力への影響のほか、A Iによる誤回答、個人情報や著作権保護など多くの課題を有しています。

そこで、文部科学省は、中央教育審議会の特別委員会で学校現場での取扱いを決めるガイドライン作成に向けた議論を行いました。

議員御指摘のとおり、技術が進歩すること自体は望ましいのですが、十分な議論がなされるべきだと考えております。特に、安易に生成A Iを活用することで、子どもたちの考える力を奪ってしまうことを避けなければなりません。一方、デジタル機器をうまく使えば、子どもたちの思考力、表現力を育てられると考え、授業で活用する事例もございます。

上里町教育委員会では、情報教育・I C T推進委員会を設置し、デジタル機器の活用について協議を行っております。5月に開催された情報教育・I C T推進委員会では、G I G Aスクール構想により1人1台貸与された学習用P C端末の活用方法について、情報交換を行いました。

2学期には、学習用P C端末を活用したモデル事業が上里町内で公開される予定でございます。引き続き、授業を通して、子どもたちの思考力を育てるための学習用P C端末の活用について協議を深めていきたいと考えております。

今後は、デジタル教科書の活用も必要となります。デジタル教科書が広がることで、児童・生徒同士がデジタル教科書の画面を見せ合いながら学び合いを深めることができたり、文字の拡大や音声読み上げなどの機能を活用したり、動画を視聴したりすることで、個に応じた指導の充実を図ることができると考えております。

しかしながら、これらの活用に潜むデジタル技術のメリット・デメリットを十分協議し、職員同士でも活用事例を共有し、活用する必要があります。そのためにも、今後、文部科学省か

ら生成AIについてのガイドラインが示されましたら速やかに協議し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 11番新井實議員。

〔11番 新井 實君発言〕

○11番（新井 實君） 山下町長、齊藤教育長に大変御答弁、詳細答弁していただきまして、ありがとうございました。

何点か質問させていただきます。

まず、体育館のエアコン設置について、実は5月9日の火曜日の読売新聞を見ていましたら、体育館にエアコン設置促進というので、公立学校対象で国庫補助率の引上げということで、普通教室や特別教室に比べてエアコン設置率が低い学校体育館への設置を促進しようと、文部科学省は今年度、設置に取り組む自治体への国庫補助率を引き上げました。公立小・中学校などの体育館にエアコンを新設する場合に、2分の1を支援する。授業時の猛暑対策のみならず、町長から御答弁していただきましたように、災害時に避難所として利用する際の環境改善の効果も見込まれるということでもあります。

それで、文部科学省が昨年9月時点でまとめた調査によりますと、公立の小・中学校のエアコン設置率は、普通教室は95.7%、特別教室は61.4%に達しています。特に、普通教室は、都道府県別に見ても、北海道の16.5%と青森県の71.3%を除く45都道府県で95%を超えております。高校なども含め、比較的寒冷な地域を除き、おおむね設置が完了している状況であります。

一方で、公立小・中学校の体育館の設置率は、何と11.9%にとどまっております。多くの体育館は、教室と比べて断熱性能が低く、エアコン設置時には屋根や壁、床などの断熱工事も必要となり、費用が大きいかさむことがネックとなっております。

そこで、文部科学省は今年度から、体育館にエアコンを新設する場合の国庫補助率を従来の3分の1から2分の1に引き上げる。対象は、公立の幼稚園や小・中学校、特別支援学校など、2025年度まで3年間続ける見通しであります。

文部科学省の担当者は、「体育館は災害時に地域住民の避難場所としても使う好機と捉え、エアコンの設置を是非進めてほしい」と、こう話しておりますが、今まで3分の1の補助金だったものを、2022年から3年間、2025年まで半分の補助金が、体育館にエアコンを設置する場合出るということではありますが、この辺について、町長のこの3年間におけるエアコンを体育館に設置する促進についての基本的なお考え、私は是非何とか、7校のうち2校でも3校でもいいですから、とにかくやる方向で何とか検討していただきたいと思っておりますが、町長の御見解をよろしく申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の学校の体育館のエアコンについての再質問にお答え申し上げます。

昨日もちょっと、私、バドミントンの大会のことで町民体育館に行ったんですが、昨日はそれほどでもないんですが、これから暑くなると、大変体育館もそういった意味での、運動する場所ですし、汗をかきますから、そういった意味で必要性があるかなと思っています。

議員お話しの学校施設環境改善交付金のほかに緊急防災、それから減災事業債制度がありまして、文科省は2分の1に引き上げたということではありますが、地方債の充当率が100%、そのうち交付税算入が70%の制度があるということで、空調設備を整備する際には非常に有利な制度であるなと思っています。

こういったことを提示すると、私も気持ちが少し揺れ動いています。さっきの答弁よりもですね。少しこういったところを受けて、前向きに検討できるかどうか、ちょっと役場庁舎内で検討させていただきます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 11番新井實議員の一般質問を終わります。



◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時25分散会